



技能実習生 安全衛生対策 マニュアル

建設職種



外国人技能実習機構

目次

I はじめに

1 外国人入国者数の推移	2
2 「技能実習 2 号」への技能実習生移行者数	3
3 技能実習制度の仕組み	4
4 建設関係の移行対象職種・作業	5

II 実習実施者が留意すべき事項編

1 法令の遵守	6
2 災害防止の観点からの環境の整備	6
3 より効果的な教育を行うための工夫と 積極的なコミュニケーションの確保	7
4 安全衛生教育を行う際の留意点	7
5 現場での留意点	8
6 その他配慮すべきこと	9

III 監理団体が留意すべき事項編

1 監理団体の役割	10
2 普段からのコミュニケーション確保	10
3 入国後講習で配慮すべきこと	10
4 時宜に応じた随時の支援・情報提供等	11
5 的確な監査の実施	11

IV 遵守すべき法令等

1 基本的法令等の理解と遵守	13
2 建設現場における主な作業と安全対策	14
3 建設現場における健康確保	23
(1) 熱中症対策	23
(2) 化学物質対策	25
(3) 石綿対策	27
(4) 粉じん対策	27
(5) 一酸化炭素中毒対策	27
(6) 酸欠等対策	28
(7) 健康診断及び健康確保対策等	28
4 労働災害が発生した場合は	31

V 参考資料

資料 1 建設業における労働災害発生状況	34
資料 2 外国人技能実習生に係る災害事例	35
資料 3 技能実習生の皆さんに守ってほしい基本的な事項	37
資料 4 各種災害事例と技能実習生の皆さんに特に気を付けて もらいたいこと	38
資料 5 安全標識	44

建設業においては、過去に多くの労働災害による犠牲者を出してきたことに鑑み、業界を挙げて労働災害防止に取り組んできました。特に、これまでの業界や専門の災害防止団体等の取組、また、ゼネコンを中心とした現場単位での取組、下請業者への指導等もあって、下請業者の中小企業も含め安全衛生確保のための意識も高く、必要な知識・経験も広く浸透していると言えます。

そのような中で、より安全な工事施工方法や効果的な保護装具も開発され、これらの標準化等も進んできたこともあって、度数率や強度率ベースでは災害の減少は進んできました。

一方で、建設業特有の課題として、現場ごとに作業態様が異なることや、場所を同じくして作業する者も日々異なることなどから、実際の現場での安全衛生確保には難しい面があり、また、高所作業を伴うことや、重量物を扱うことから、ひとたび災害が発生すれば、重篤な災害に繋がることもあって、そのような事案も後を絶ちません。

業界における、現場現場での労働災害防止活動を見れば、元請事業者主導で、あるいは下請事業者の協力会も積極的に参加等して自主的なパトロールを行うなどにより、危険な箇所は立入禁止措置や墜落防止措置を講じる等のハード面での臨機な対応を行ったり、ソフト面でも周到な連絡・調整や打ち合わせを行い現場で作業する全員が共通の理解のもとで安全な作業ができるようにするなど労働災害防止のための管理について特段の努力をしています。

しかるに外国人労働者についてみると、言葉が十分に通じないなどコミュニケーションが取りにくいことから、このような臨機な対策の注意事項等を徹底することが困難であるといったことが特有の課題になると考えられます。また、日本人同士では常識として、各種対策の前提となっている基礎的な知識自体が不知であったり、違った常識で理解していることも想定されます。

一般に、高所からの墜落や、機械への挟まれ、重量物の落下といった目に見える、自然科学の常識として当然の帰結として理解できる危険は容易に理解され则认为られるものの、酸欠や感電、化学物質による炎症、粉じんによる健康障害など、日本の教育制度の中で教育を受けたことや、日々の事故のニュース等に接しているからこそ理解していることも、技能実習生の来歴によっては、接したことの無い知識であったりすることもあるのではないかと考えられます。

このような事実理解を深め、特に配慮した安全管理体制の徹底が求められます。

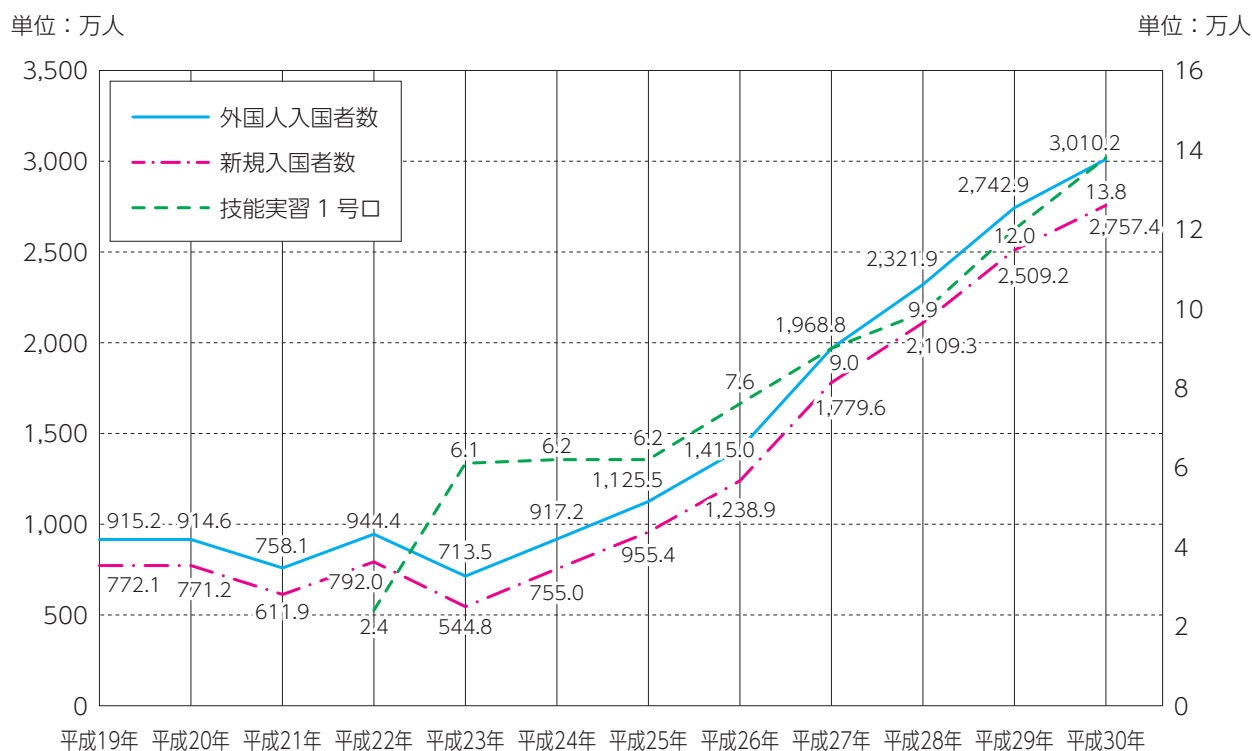
まずは共通の理解を確保する前提として、コミュニケーションが重要ということを十分に認識し、専門的な用語、特に安全に対する専門用語等を共通に理解するための教育に十分な配慮を行うべきです。また、外国人には限りませんが、資格が必要な作業に、無資格の技能実習生をつけないことは勿論、その作業をしてはいけないということもしっかりと伝え、理解させておくべきです。ただし、技能実習生は業務に必要な技能を修得等するために来ているのですから、適性を見つつ資格取得についても検討することも重要です。そのための援助をしっかりと行うべきでしょう。

本マニュアルが、実習実施者の行う安全衛生管理や、監理団体が行う適切な監査の参考となり、技能実習生の安全衛生環境の改善の一助となることを期待します。

1 外国人入国者数の推移

我が国への外国人入国者数は、出入国管理に関する統計を取り始めた昭和25年は約1万8,000人とわずかでしたが、27年4月28日に「日本国との平和条約」（昭和27年条約第5号）が発効したことに伴って我が国が完全な主権を回復し、出入国管理令に基づいて入国の許可を決することとなり、また、その後、航空機の大型化、ジェット化が進むなど国際輸送手段の整備による外国渡航の割安感、便利さの高まりによりほぼ一貫して増加の途をたどり、53年には100万人、59年には200万人、平成2年には300万人、8年には400万人、12年には500万人、25年には1,000万人、28年には2,000万人、30年には3,000万人をそれぞれ突破しました。平成30年は、29年の2,742万8,782人と比べ267万3,320人（9.7%）増の3,010万2,102人と、過去最高となりました。

また、平成30年における新規入国者数は2,757万4,232人で、これを目的（在留資格）別に見ますと、「短期滞在」が2,705万4,549人と最も多く、新規入国者全体の98.1%を占めており、次いで「技能実習1号口」13万7,973人（0.5%）、「留学」12万4,269人（0.5%）、「興行」4万2,703人（0.2%）の順となっています。



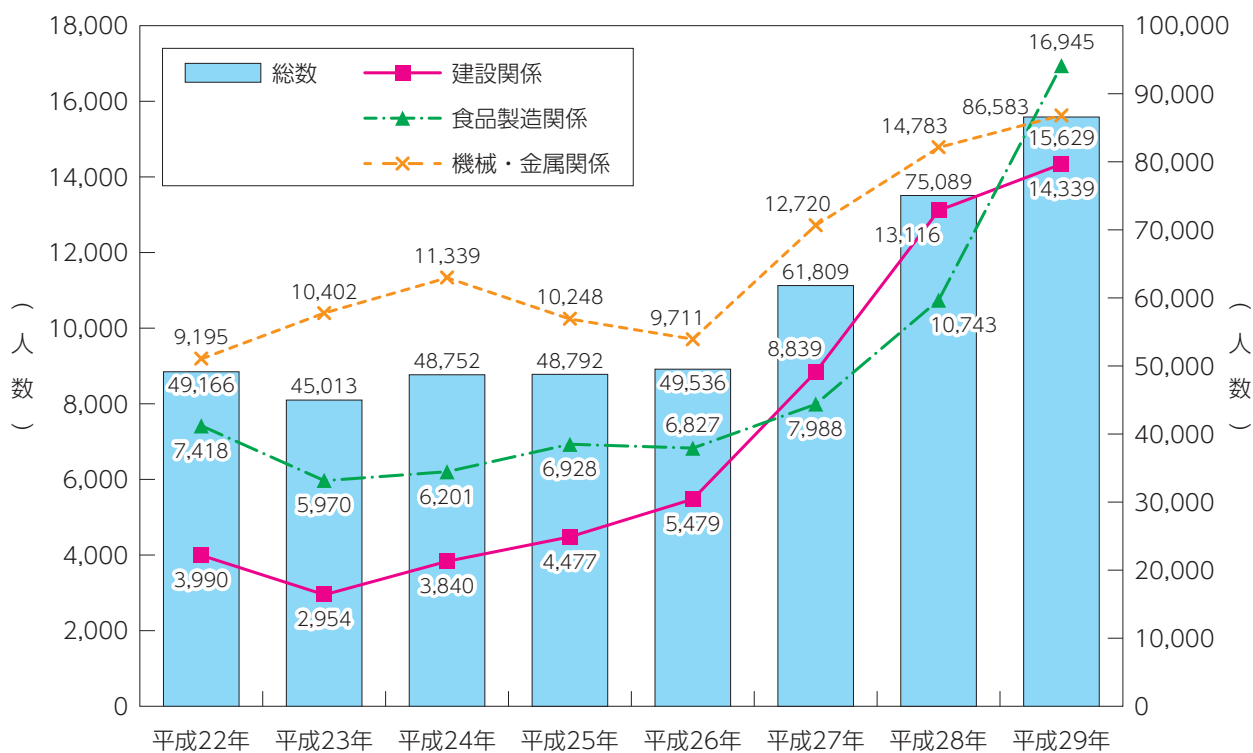
(出典：法務省データ)

2 「技能実習 2 号」 への技能実習生移行者数

「技能実習 2 号」 へ移行した技能実習生の移行者数は、次のとおりです。

建設関係については、14,000人を超えています。

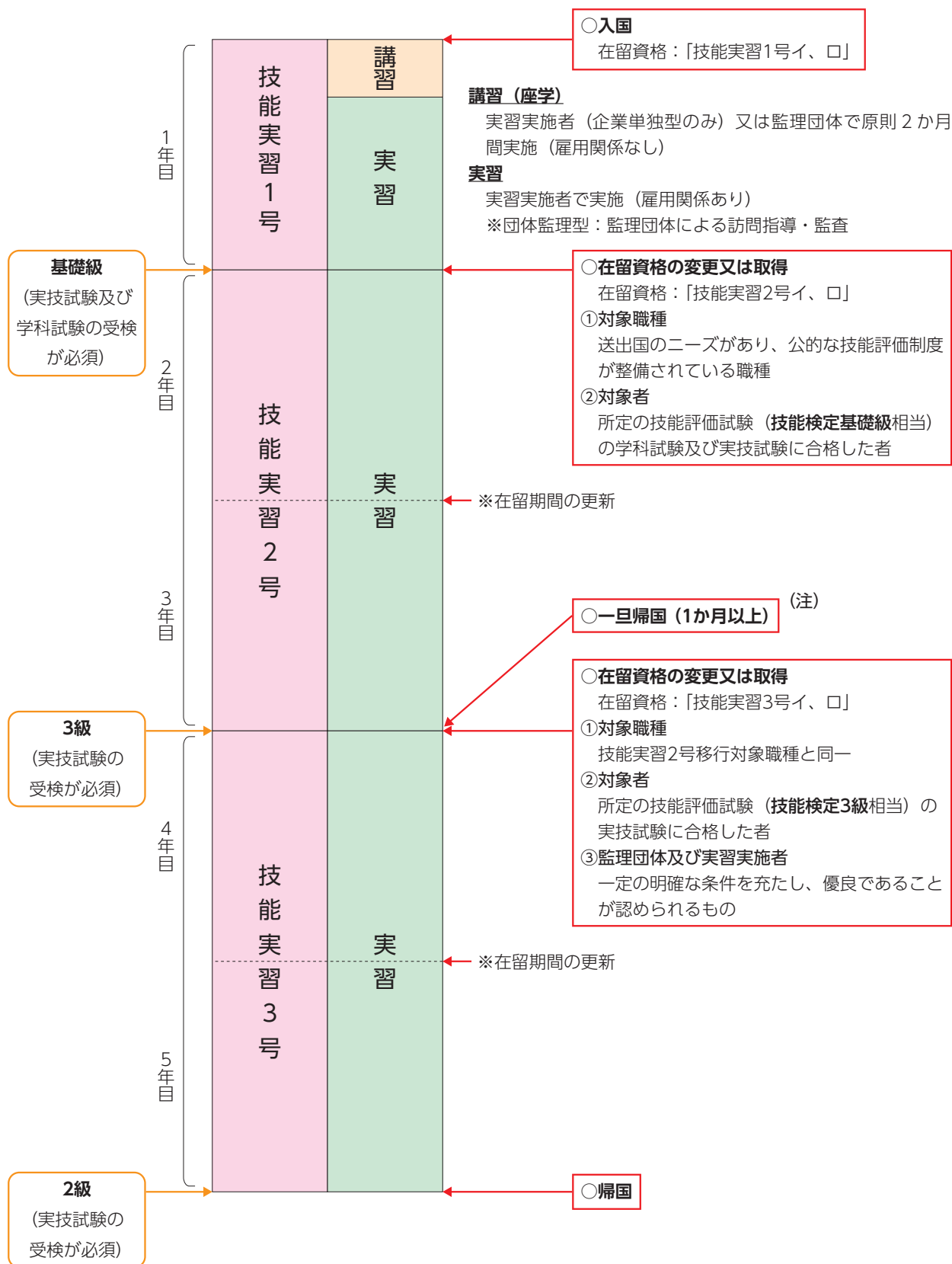
技能実習 2 号を修了後、技能実習 3 号に移行することができます。



(出典：法務省データ)

※平成22年の数は、旧制度において「特定活動（技能実習）」に移行した者の数と現行制度において「技能実習 2 号」に移行した者の数を足し合わせた数。

3 技能実習制度の仕組み



(注) なお、技能実習 3号に移行する際の 1 か月以上の帰国については、令和元年 9 月 6 日以降、技能実習 3号の 1 年目の期間中に 1 か月以上 1 年未満の一時帰国を選択して技能実習計画を作成することも認められることになりました。

4 建設関係の移行対象職種・作業

令和元年11月8日時点

作業内容の詳細については、厚生労働省の「技能実習計画審査基準」をご確認ください。

建設関係

職種名	作業名	職種名	作業名
さく井	パーカッション式 さく井工事	熱絶縁施工	保温保冷工事
	ロータリー式 さく井工事	内装仕上り施工	プラスチック系 床仕上り工事
建築板金	ダクト板金		カーペット系 床仕上り工事
	内外装板金		鋼製下地工事
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器 施工		ボード仕上り工事
建具製作	木製建具手加工		カーテン工事
建築大工	大工工事	サッシ施工	ビル用サッシ施工
型枠施工	型枠工事	防水施工	シーリング防水工事
鉄筋施工	鉄筋組立て	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送 工事
とび	とび	ウェルポイント施工	ウェルポイント工事
石材施工	石材加工	表装	壁装
	石張り	建設機械施工●	押土・整地
タイル張り	タイル張り		積込み
かわらぶき	かわらぶき		掘削
左官	左官		締固め
配管	建築配管	築炉△	築炉
	プラント配管	—	—

その他

職種名	作業名	職種名	作業名
溶接●	手溶接	塗装	建築塗装
	半自動溶接	—	—

●の職種は、「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」による確認の上、厚生労働省人材開発統括官が認定した職種、△の職種は、技能実習2号まで実習可能な職種です。

ポイント

<技能検定>

技能実習制度では、作業ごとに、技能実習生が修得等した技能等を評価するため、技能検定試験と技能実習評価試験を実施しています。

技能実習制度に係る技能検定試験では、上位級から、2級、3級及び基礎級が設けられています。実施者は、都道府県職業能力開発協会です。

また、表中に●を付した作業については、技能検定試験ではなく、技能実習評価試験を受験することとなりますが、技能実習評価試験では上位級から、上級、専門級及び初級が設けられています。実施者は、指定試験機関です。

実習実施者が留意すべき事項編

1 法令の遵守

技能実習生には、その目的に沿って技能を修得等していただくことが重要ですが、けが等をすることなく健康なままで実習を終え、元気に帰国していただくことが何よりも欠かせないことといえます。

不幸にして労災事故が発生した場合は、実習実施者においても法令違反として処罰の対象となるほか、大きな社会的な責任を負うこともあります。また、被害者から、不法行為責任、安全配慮義務違反等により損害賠償を求められることもあります。それが技能実習生なら国際問題にもなりかねません。

事故は様々な原因で発生します。現場や作業の状況にあわせて最適の対策を講じていただく必要がありますが、まずはⅣの項で記述する法令を遵守してください。これらの内容は、実習実施者の皆様が遵守すべき事項です。安全衛生法上の事業者としての責務を果たしていただきますようお願いします。

2 災害防止の観点からの環境の整備

建設現場は肉体的に重労働であり、十分な疲労回復が必要です。特に、熱中症などは体調不良が大きなりリスクになるので注意が必要です。また、重層的下請け工事の現場などでは、人的ストレスも多くかかることが想定されます。

一方で、建設現場では高所作業があったり、危険な機械があったりする中で、体調不良や不注意な行為が大きな災害につながりますので、そういった意味で、心身ともに健康であることが、一番の災害防止対策といえるかも知れません。

そのような観点からも、次のような環境整備にも努めましょう。

(1) 働き方改革

建設業における働き方改革を意識した労務管理等を行ってください。特に、休養を図るための休日の確保をはじめとして、労働時間が過重にならないよう注意を払ってください。労働時間の管理に当たっては、公共交通機関の整備状況や利用方法の慣れも影響すると思いますが、建設現場への「直行・直帰型」や現場入場前に予め集合した上で建設現場に向かう「事務所等立寄型」の出勤を指示する場合も、「事務所等立寄型」の場合は集合後の移動時間は労働時間としての管理を行う等、適切な管理を行ってください。

(2) 文化の違い等についての理解

文化や風俗習慣などの違いを理解してもらえないことは、技能実習生にとって大きなストレスの原因になると考えられます。

例えば、飲酒や豚肉食を行わないという宗教的な戒律を守っている方がいることなどは一般に知られています。礼拝の時間を確保したいという希望がある方もいるでしょう。そのほかにも頭を触れられることや、左手での接触を嫌うといった地域もあります。

技能実習生の飲食の制限、接肌等、出身国の宗教、風土、歴史等に基づく風俗習慣などを、実習実施者自らしっかりと理解して信頼関係を構築するとともに、他の従業員とのトラブルを避けるためにも、技能実習責任者や技能実習指導員、同僚の作業者にも十分に理解させておいてください。

また、建設業において、技能実習生が身体的な接触を伴う指導を受けた等の情報もあります。業界においては許容範囲のコミュニケーション手段であるとの主張も耳にしますが、業界以外の方には理解しがたいことですし、意思疎通が十分にとれていない技能実習生にとっては絶対に理解できるものではないと思います。それが「パワーハラスメント」や「暴力」というカテゴリーに入るものであれば論外です。

事務所の中はもちろん、現場においてもそのようなことが起きないように、十分に目配りをしてください。

3 より効果的な教育を行うための工夫と積極的なコミュニケーションの確保

建設現場では、日々、また現場ごとに作業が異なり、そのこと等に伴って、作業に関する指示や安全確保上の注意事項が多いと考えられます。一方で、専門的な工具や機械、特有な作業に関する用語も多く、その意味や内容を十分理解させることには困難な面があります。

安全対策等を確実に励行させるためにも、日本語能力を底上げすることは大切ですが、安全衛生対策を確実なものとするためには専門用語などの言葉とその意味も十分に理解させる必要があります。そして、より効果的に理解させるためには、技能実習生が具体的にイメージできるよう、単なる座学ではなく、絵や図を用いた具体的な事例を示すことや、現場で実物を示しながら説明することも効果的であると考えられますので、実習生の理解度を踏まえながら、工夫していただくようお願いします。

なお、これらの教育が効果的に行える前提として、技能実習生と教える側に信頼関係があることが必要です。普段から積極的かつ十分なコミュニケーションをとるなどして、関係の構築に努めることも重要でしょう。

4 安全衛生教育を行う際の留意点

(1) 視覚的な要素を取り入れた効果的な安全衛生教育の実施

視覚的な要素を取り入れた効果的な安全衛生教育を実施してください。

特に雇入れ直後に労働災害事故が多く発生する傾向にあるので、作業に不慣れな技能修得段階における労働災害防止を図るため、雇入れ時の安全衛生教育が重要となることはご承知のとおりです。技能実習生の場合は、言葉の問題もあるので、特に工夫して、絵や図を用いた具体的な事例を示すなどの工夫をしてください。

巻末に参考となるツールを添付しました。ここでは日本語版を掲載していますが、ホームページで各言語版を順次掲載する予定ですので、技能実習生の使用する言語に応じて活用してください。

そのほか、外国人建設就労者のための安全衛生教育映像教材（※）

(https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/olympic_paralympics/languages.html)、

厚生労働省の外国人労働者の安全対策のHP

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>)

や、職場のあんぜんサイト (<https://anzeninfo.mhlw.go.jp>)

の災害事例を活用するなど、災害防止を意識した安全衛生教育を実施してください。

※映像教材については、現状は4か国語（英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語）のみですが、令和2年度から10か国語・7業務別（型枠施工業務、左官業務及び内装仕上げ業務等）の映像教材も職場のあんぜんサイト内で閲覧可能になりますので、ご活用ください。

（2）緊急対応の発生時への備え

災害防止の観点からは、基本的な教育のほかに、外国人だからこそ、緊急時の対応についても十分に理解させておくことが重要です。

普段から日本語能力の向上を図るとともに、緊急時に発する危険や禁止の日本語が十分理解されるよう教育してください。事故が発生した場合には、大声で周囲に知らせるとともに、冷静に決められた行動をするよう日常的に指示してください。そのため、「あぶない」、「はなれる」、「にげろ」といった緊急事態に対応する用語等については、日本語発音とその意味を理解させておいてください。繰り返し教育する必要がある事項と考えます。

緊急時の対応、関係先への連絡方法（連絡先の掲示板の設置等）等がいつでもできるよう説明してください。

5 現場での留意点

（1）現場における実践的な教育の実施

まず最初に、現場におけるルールは入場時等においてしっかり理解させてください。

技能実習生に作業の指示をする際には、その日にどのような作業をするのか、その作業にどのような危険が潜んでいるのか把握し、危険のポイントを踏まえて作業の指示を行ってください。特に主要な作業やリスクが高い作業については、必ず技能実習生が正しく理解しているか聴取して確認し、理解がされていない場合は繰り返し説明すること等により確実に理解させてから作業につかせるようにしてください。

作業開始前に行う「作業内容」と「危険に関する情報を共有化」を話合うTBM（ツールボックスミーティング）やKY活動（危険予知活動）には技能実習生も参画させ、一緒に安全に関する意識、考え方を身につけさせるよう工夫してください。

（2）健康状態の確認

技能実習生は、コミュニケーション不足により、会社にて体調や心の不調を申し出し難い場合もあると考えられます。

このような状況は事故につながるおそれもあることから、作業開始前に行うKY活動において、睡眠、食欲、身体の不調などを問いかける健康KYを履行することによって、主体的に健康状態を確認するようにしましょう。

（3）安全標識の活用促進

各現場では危険な箇所を表す標識として、安全標識が多く用いられています。これらの安全標識についてはピクトグラム等を使用しているため、技能実習生でもその内容を比較的容易に理解できるツールと考えられます。

巻末に建設業災害防止協会が統一安全標識として定めている安全標識を示しましたので、その標識の持つ意味について十分に理解させるようにしてください。各言語における発音をカタカナ表記で付記しましたので、実習実施者においても基本的な注意事項等は現地語でも発音できるよう取り組んでいただければ、より理解が深まると考えます。

元請となる実習実施者は元請として、工事現場に下請として入場する実習実施者は入場するに当たり元請に対して要望するなど、外国語で標記された安全標識を工事現場で使用されるよう、技能実習生も危険を察知する対策を講じてください。

6 その他配慮すべきこと

(1) 装備品の準備

建設業においては、職人と呼ばれるような熟練者も多く、自ら使用する工具や安全用具を自ら保有されている方も多いですが、本来、労働者は労務を提供する契約者であるので、使用する道具は基本的には事業者が提供すべきものと考えられます。日本において高性能の安全用具などはかなりの高額になりますので、確実に対策を講じる観点からも、特に、作業着や安全帯、各種保護具、工具等の作業を行うに当たって必需品となる装備品の準備については、技能実習生に金銭負担を負わせることなく、実習実施者において調達し、配布するようにしてください。

(2) 技能実習生が体調不良になったとき

作業中や休憩中等に技能実習生の具合が悪い等、体調不良がわかった場合は、病院等での受診を勧めてください。なお、緊急を要しない症状と判断した場合であったとしても、早期の病院等での受診が望ましいことから、技能実習生と相談し、受診の希望を確認してください。

特に建設現場は、体調不良が墜落や熱中症など重篤な災害に繋がる可能性が高いことから、無理をしないよう十分に理解させるとともに、気軽に相談できる体制の構築に努めてください。

(3) 宿舎での生活

生活指導員は、宿舎での生活状況、特に夏の暑い時期は食中毒が発生しないよう台所の片付けや食材の保存状況、生ごみの処理状況、また、衣類の洗濯物の状況等を確認し、実習に係る業務従事中以外でも体調不良につながる原因が生じないよう心がけてください。

宿舎が「事業付属寄宿舍」に該当する場合には、そこでの事故、疾病が労働災害と判断される場合もあることから、特に配慮することが必要です。

監理団体が留意すべき事項編

1 監理団体の役割

監理団体は、技能実習生の保護という観点から、実習実施者が技能実習生に対して安全衛生法令違反を犯さないよう指導することは当然として、法令違反ではなくても技能実習が計画的に実施できるようにする観点から、労働災害を被ることがないように安全な環境が整備されるよう努めることが重要です。そのため、期待する限り、技能実習生に対して支援を行う、あるいは実習実施者に対して指導・助言を行うことが求められるのではないのでしょうか。

とはいえ、監理団体の立場で現場での細かな作業内容を把握し、全てに対応することは難しいと思いますので、少なくともⅣで記載した内容を理解したうえで、必要な環境整備に努めてください。

2 普段からのコミュニケーション確保

実習実施者では、技能実習生を受け入れたものの母国語の違いや実習生の日本語習得状況の差から、十分なコミュニケーションがとれず、実習実施者（企業）内において、真に実習生の悩み事の相談等に対応することは難しい面があります。

そのため、監理団体においては、母国語による相談体制及び実習生から相談を受けた場合の迅速な対応の体制をしっかりと確保し、実習生が日本での生活に困らないよう着実に対応を行ってください。

特に、技能実習生が日頃から行っている作業について、技能実習生本人から、危険性があり、災害に遭って負傷するおそれを感じている等の相談や、被災しないための注意点、設備・作業方法の改善点に関する相談を受けた場合は、技能実習生や実習実施者任せにするのではなく、監理団体として実習実施者に相談内容を告げ、改善できるものは改善するよう促すほか、長時間の勤務等、実習生の健康に影響するものである場合は、休暇を取得させ、疲れをとる等のアドバイスを行ってください。

また、建設業は、重層的下請構造のもとで作業が行われる特殊な作業現場です。実際には、複数の企業の労働者が混在して作業を行う場合も多く、また、工事の進捗により作業員が入れ替わることもなることから、実習実施者（企業）内に限らないコミュニケーション不足に起因する問題等に巻き込まれることも想定されます。そのようなことも踏まえると、他の業務にも増してコミュニケーション不足を補うための支援が必要とされます。建設業においては、監査時に現場に入っている面談が行い難い実態がありますが、現場近くに適当な場所を確保する等により、求められる面接を実習生各自に行っていただく必要があります。

3 入国後講習で配慮すべきこと

入国後講習においては、次の事項について講習中に教育を行うようにしてください。必要に応じ、安全衛生コンサルタント等、専門家の活用をご検討ください。

- 建設現場で使用される用語に特化した安全に関する日本語教育

- 建設現場で実際に起きた実習生等に係る労働災害やトラブル事例
- KYに係る重要な日本語の教育、やり方、模擬訓練（理解度テストの実施）
- 安全標識の意味（理解度テストの実施）
- 工事現場で働く際の平均的な1日の時間割（安全施工サイクル）
- 工事現場で業務中での負傷は労災保険で補償されること

特に業務中に負傷しないように作業すること、ルールに従った安全な作業手順を守ることの重要性を理解させた上で技能実習を行ってください。熱中症発症の危険のある時期においては、熱中症についての基礎知識なども教えてください。

業務中に負傷した場合は直ちに実習実施者に申し出て、症状によって病院にかかるようにし、誰にも伝えずに痛みを我慢するようなことのないように指示するとともに、業務上の災害であれば、労災保険により無料で治療が受けられ、休業4日目以降は労災保険により仕事を休んだ場合の休業補償も受けられることを理解させてください。

技能実習期間中に生活に係る悩みやトラブルといった相談事が生じた場合は、まずは相談体制を有する監理団体に対し相談し、解決を図るよう説明してください。

4 時宜に応じた随時の支援・情報提供等

昨今、高温の日が続くと、テレビニュースなどで熱中症の予防などについて呼びかけが行われますが、技能実習生はこういった注意喚起のメディア等に接する機会が少ないと思われます。一方で、熱中症の防止など現場においても呼びかけが行われますが、言葉の問題から理解しているか確認が取れないような状況もあるのでないでしょうか。

同様に、季節的に流行する風邪、積雪や路面凍結による転倒防止、伝染性の食中毒への罹患防止、強風後の切断電線からの感電防止など、その都度技能実習生が置かれた状況に寄り添いつつ、危険な状況への理解促進のための支援や情報提供を行っていただきますようお願いします。

5 的確な監査の実施

実習実施者に対し実施する監査は、監理責任者の指揮の下で、3か月に1回以上の頻度で、適切に行うことが必要です。また、監査の際には、原則として、①技能実習の実施状況を実地に確認すること、②技能実習責任者及び技能実習指導員から報告を受けること、③技能実習生の4分の1以上と面談すること、④実習実施者の事業所の設備を確認し、帳簿書類等を閲覧すること、⑤技能実習生の宿泊施設等の生活環境を確認することが必要です。次の(1)の事項を参考にしながら、技能実習の運用上問題が生じやすい部分を重点的に確認してください。

なお、建設現場では部外者の立入が困難な場所で実習が行われていることが想定されます。例えば上記①について、真に立入が困難な場合等は、「現場近くで技能実習生に面談して話を聞く」等、適切な代替措置を講じるとともに、その状況は、外国人技能実習機構に提出する監査報告書に記載するようお願いします。

(1) 実習実施者に対し確認する事項

- 労働条件（タイムカードと賃金台帳等の確認）
 - ・特に日給・時給等の場合、出面（でづら）どおりに賃金が支払われているか確認してください。
 - ※「建設関係職種等に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」（令和元年国土交通省告示第269号）施行後も一定期間は日給・時給の技能実習生も存在しますが、将来的には日給月給のみとなります。
- ・労働時間については、偽装が行われていないか、管理方法が適切か。特に集合場所から工事現場までの移動の時間の取扱いが正しいか確認してください。（Ⅱ 2(1)参照）
- 認定計画の履行状況に係る管理簿及び技能実習日誌の確認等の技能実習の進捗状況
 - ・認定計画と異なる作業に従事していないか確認してください。
- 作業内容や場所等について、技能実習計画に基づく実習が行われているか
 - ・他の企業の現場に人を貸す（派遣する）、いわゆる「とぼし」が行われていないか、しっかりと確認してください。
- 現場作業に必要な資格の取得の教育の状況
 - ・特に「玉掛け」等の作業をしていないか確認した上で、特別教育・技能講習の状況を確認してください。
- 作業着や道具等の装備品及び設備の状況
 - ・「保護帽」、「安全靴」、「安全帯」等をきちんと使用しているか確認してください。
- 宿泊施設の居住人数や衛生状況

(2) 技能実習生からのヒアリングにおいて確認する事項

- 日々の仕事や生活環境、健康状態はどうか
- どのような場所で、どのような作業を行っているか
- 従事している作業に係る教育を受けているか、必要な資格は取得しているか
- 作業は安全に行われているか、仕事でけがをしたことはないか
- 作業中に、関係者とコミュニケーションは上手くとれているか
- 現場内での人間関係で困ったこと、問題はないか
- 元請はじめ監督者からのサポート、配慮を感じているか
- 作業をするときはどのような服装か、安全に作業ができる保護装備を有しているか
- 作業に必要な道具、作業を安全に行うために必要な道具は有しているか
- 作業道具の安全装置は有効に機能しているか
- 在留カードや旅券、健康保険被保険者証、銀行カードや通帳等は自身で所持しているか
- 宿泊施設での生活状況、私生活の自由が制限されていないか

1 基本的法令等の理解と遵守

外国人技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第1条に「この法律は、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設けること等により、出入国管理及び難民認定法その他の出入国に関する法令及び労働基準法その他の労働に関する法令と相まって、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力を推進することを目的とする」と掲げられているように、技能実習生は労働基準法や労働安全衛生法の適用を受ける労働者として、認定計画に従って実習を行い、確実に技能を修得等させる必要があります。

労働安全衛生法令は、次に列挙するように多岐にわたりますが、これらを理解し遵守することは、労働災害防止のための安全衛生対策の柱となりますので、**2**以降にピックアップした基本的な法令の内容や留意事項を示しますので、これらも参考にしながら安全衛生教育を始めとした各種安全衛生対策を進めてください。

なお、技能実習法以外の法令や注意事項については機構調べであり、ご質問は当該法令を所管する行政機関にご相談ください。

○労働安全衛生法と主な政省令等

- ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
 - 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）
 - 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）
 - クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）
 - ゴンドラ安全規則（昭和47年労働省令第35号）
 - 有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）
 - 鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）
 - 特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）
 - 酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）
 - 事務所衛生基準規則（昭和47年労働省令第43号）
 - 粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）
- ・ 特別教育規程
 - 安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）
 - クレーン取扱い業務等特別教育規程（昭和47年労働省告示118号）
 - ゴンドラ取扱い業務特別教育規程（昭和47年労働省告示121号）
 - 酸素欠乏危険作業特別教育規程（昭和47年労働省告示132号）

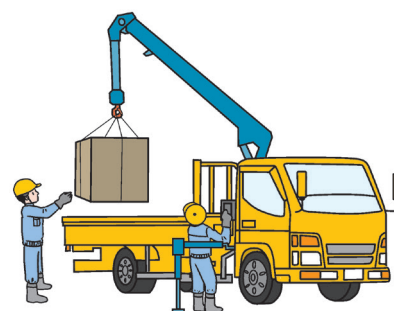
2 建設現場における主な作業と安全対策

安全衛生意識の高揚のための活動、それぞれの専門職種に応じた安全作業マニュアル等の作成・普及、安全パトロール、安全衛生教育等を実施してください。

① 機械等の安全対策（クレーン、玉掛け、車両系建設機械、車両系荷役運搬機械など）

車両系建設機械を用いて作業を行うときは、車両系建設機械による接触、またクレーン等を用いて作業を行うときは、クレーン等の定格荷重を超える荷のつり上げ等が行われることのないように、使用する機械の種類、能力、運行経路及び作業方法等が明確に示されている作業計画を作成し、適正な方法で機械を使用する必要があります。

いずれも、整備不良による災害を防ぐため、各種機械等の点検・検査等（検査業者による点検も含む。）の実施が必要です。



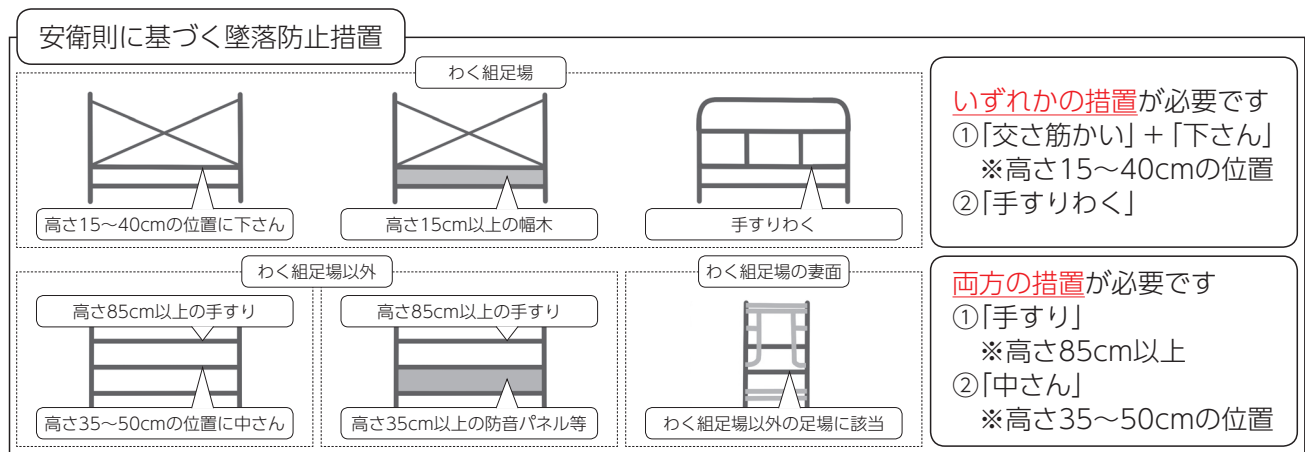
② 足場、通路、作業構台などの安全対策（墜落・転落防止対策など）

建設業における災害としては最も多い墜落・転落災害防止として必要な内容は次のとおりです。

- ・ 高さ 2 m 以上の高所作業においては、足場を組み立てる等の方法により作業床を確保し、作業床の端、開口部等には手すり囲い等を設置すること。
- ・ 梁上の作業など、作業の性格上作業床や手すりなどの設置が著しく困難な場合や臨時に手すり等を取り外して作業する際には、必ず防網（安全ネット）の設置や安全帯（労働安全衛生規則等では「墜落制止用器具」とされていますが、本マニュアルでは以下「安全帯」とします。）の取付設備を設け、安全帯を使用させること。

足場の設置に関して必要な内容は次のとおりです。

- ・ 足場、型枠支保工等の仮設設備については、計画段階から安全面についての十分な検討を行い、これに基づき施工を行うこと。（設備の高さ、設置期間等により労働基準監督署への届出が必要になります。）
- ・ 足場の組立、解体、変更作業に従事する労働者には特別教育が必要です、また、高さ 5 メートル以上の足場の組立、解体、変更作業を行う時は、足場の組立て等作業主任技能講習を修了した者の中から作業主任者を選任し、その者が直接指揮を行うこと。
- ・ 足場の作業床には手すり、中さん等の墜落防止設備を設けること。
- ・ 組立て・変更時や作業の開始前において、事前に安全点検を行うこと。
- ・ さらに、厚生労働省が示した「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」の災害防止対策にも取り組んでください。



③ リスクアセスメントの実施

リスクアセスメント（危険性・有害性等の調査等）や労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針を活用して、労働災害や事故が起こる前に、その可能性と災害や事故が発生した場合のけがの大きさが、どの作業にいつ、潜んでいるかを調査（洗い出し・見積り・評価）し、リスク低減対策を実施し、自主的な安全衛生活動の一層の推進を図ってください。

④ 雇入れ時等の安全衛生教育の実施

技能実習生を雇い入れたとき、作業内容の変更をしたときは、従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行う必要があります。（労働安全衛生法第59条第1項、第2項）

教育項目の具体的な内容は、次のとおりです。（労働安全衛生規則第35条第1項）

- ・ 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
- ・ 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
- ・ 作業手順に関すること。
- ・ 作業開始時の点検に関すること。
- ・ 業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- ・ 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
- ・ 事故時等における応急措置及び退避に関すること。

上記のほか、業務に関する安全又は衛生のために必要な事項についても教育を実施してください。

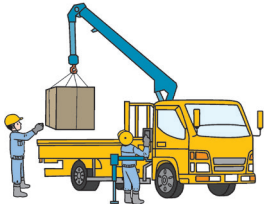
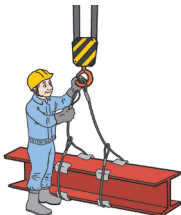
⑤ 安全衛生特別教育の実施

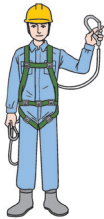
危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者を従事させるときは、当該業務に関する安全衛生特別教育（以下「特別教育」とします。）を行うことが必要です。（労働安全衛生法第59条第3項）

特別教育には、特別教育規程により科目・範囲・時間数が決まっていますので、特別教育を必要とする業務に技能実習生を従事させる場合には、事前に規程どおりに特別教育が行われているか確認し、行われていない場合は実施してから従事させる必要があります。

建設作業に関連する主な特別教育を必要とする業務は次のとおりです。

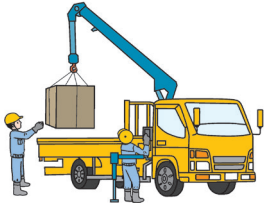
【アーク溶接】 	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務
【車両系荷役運搬機械の運転】 	・フォークリフト 最大荷重が 1 トン未満のフォークリフトの運転の業務 ・ショベルローダー、フォークローダー 最大荷重が 1 トン未満のショベルローダー、フォークローダーの運転の業務 ・不整地運搬車 最大積載量が 1 トン未満の不整地運搬車の運転の業務
【車両系建設機械の運転等】 	・整地・運搬・積込み用機械 機体重量が 3 トン未満のブル・ドーザー、トラクター・ショベルなどの運転の業務 ・掘削用機械 機体重量が 3 トン未満のパワー・ショベル、ドラグ・ショベルなどの運転の業務 ・解体用機械 機体重量が 3 トン未満のブレーカー、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機などの運転の業務 ・基礎工事用機械 機体重量が 3 トン未満のくい打機、くい抜機、アースドリルなどの運転の業務 ・基礎工事用機械の作業装置の操作 ・基礎工事用機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの以外のものの運転の業務 ・締固め用機械 ローラーなどの運転の業務 ・コンクリート打設用機械 コンクリートポンプ車の作業装置の操作の業務

【高所作業車の運転】 	作業床の高さが10メートル未満の高所作業車の運転の業務
【クレーンの運転】	つり上げ荷重が5トン未満のクレーンの運転の業務
【移動式クレーンの運転】 	つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーンの運転の業務
【建設用リフトの運転】	建設用リフトの運転の業務
【玉掛け】 	つり上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務
【ゴンドラの操作】	ゴンドラの操作の業務
【酸素欠乏】 	酸素欠乏危険場所における作業に係る業務
【粉じん】	粉じん作業のうち、その粉じんの発生源が特定粉じん発生源（建設業については、ずい道等の内部における工事のいくつかの建設作業などが該当します。）である作業に係る業務
【石綿】	石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業並びに石綿等の封じ込め、囲い込みの作業に係る業務
【足場】	足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（ただし、地上又は堅固な床上における補助作業の業務は除きます。）

【ロープ高所作業】 	高さが2メートル以上の箇所であって、作業床を設けることが困難なところにおいて、いわゆるブランコなどの昇降器具を用いて、労働者が当該器具により身体を保持しつつ行う作業（傾斜が40度以上の斜面において、のり面保護工事に伴いロープ高所作業を行う場合、特別教育を受ける必要があります。）
【安全帯】 	高さが2メートル以上の箇所であって、作業床を設けることが困難なところにおいて、安全帯のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（※規則が変更され、平成31年2月1日以降、適用されることになりました。）

⑥ 技能講習の受講

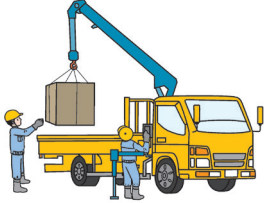
次の業務に技能実習生を就業させる場合は、就業制限がありますので、登録教習機関が実施する技能講習を受講させ、修了証を携帯させてください。（労働安全衛生法第61条）

【クレーン等の運転】 	・ 床上操作式クレーン つり上げ荷重が5トン以上の床上操作式クレーンの運転の業務（床上操作式クレーン（床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動と共に移動する方式のクレーン）運転技能講習の受講が必要） ・ 移動式クレーン つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転の業務（小型移動式クレーン運転技能講習の受講が必要）
【玉掛け】	制限荷重1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務（玉掛け技能講習の受講が必要）
【溶接等】 	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属のガス溶接、溶断又は加熱の業務（ガス溶接技能講習の受講が必要）

【車両系荷役運搬機械の運転】  	・ フォークリフト 最大荷重が 1 トン以上のフォークリフトの運転の業務（フォークリフト運転技能講習の受講が必要） ・ ショベルローダー、フォークローダー 最大荷重が 1 トン以上のショベルローダー、フォークローダーの運転の業務（ショベルローダー等運転技能講習の受講が必要） ・ 不整地運搬車 最大積載量が 1 トン以上の不整地運搬車の運転の業務（不整地運搬車運転技能講習の受講が必要）
【車両系建設機械の運転】 	・ 整地・運搬・積込み用機械 機体重量が 3 トン以上のブルドーザー、トラクター・ショベルなどの運転の業務（車両系建設機械（整地等）運転技能講習の受講が必要） ・ 掘削用機械 機体重量が 3 トン以上のパワーショベル、ドラグショベルなどの運転の業務（車両系建設機械（整地等）運転技能講習の受講が必要） ・ 解体用機械 機体重量が 3 トン以上のブレーカー、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機などの運転の業務（車両系建設機械（解体用）運転技能講習の受講が必要） ・ 基礎工事用機械 機体重量が 3 トン以上のくい打ち機、くい抜き機、アースドリルなどの運転の業務（車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習の受講が必要）
【高所作業車の運転】	作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転の業務（高所作業車運転技能講習の受講が必要）

⑦ 免許の取得

次の業務に技能実習生を就業させる場合は、就業制限がありますので、試験実施機関が行う免許試験を受験し、都道府県労働局長から免許証の交付を受け、免許証を携帯させてください。(労働安全衛生法第61条)

【クレーン等の運転】 	つり上げ荷重が5トン以上のクレーン（跨線テルハを除く。）又はデリックの運転の業務（クレーン・デリック運転士免許が必要） つり上げ荷重が5トン以上のクレーン（跨線テルハを除く。）の運転の業務（クレーン・デリック運転士免許（クレーン限定）が必要） つり上げ荷重が5トン以上の床上運転式クレーンの運転の業務（クレーン・デリック運転士免許（床上運転式クレーン限定）が必要） つり上げ荷重が5トン以上の移動式クレーンの運転の業務（移動式クレーン運転士免許が必要）
--	--

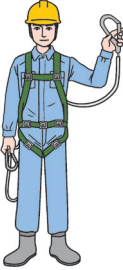
能力等により資格が異なる機械の比較一覧表

業務内容	免許	技能講習	特別教育
クレーン等の運転の業務			
つり上げ荷重 5 トン以上のクレーン（跨線テルハを除く。）又はデリック	○		
つり上げ荷重 5 トン以上のクレーン（跨線テルハを除く。）	○ (クレーン限定)		
つり上げ荷重 5 トン以上の床上運転式クレーン	○		
つり上げ荷重 5 トン以上の床上操作式クレーン		○	
つり上げ荷重 5 トン未満のクレーン又はつり上げ荷重 5 トン以上の跨線テルハ			○
つり上げ荷重 5 トン未満のデリック			○
つり上げ荷重 5 トン以上の移動式クレーン	○		
つり上げ荷重 1 トン以上 5 トン未満の移動式クレーン		○	
つり上げ荷重 1 トン未満の移動式クレーン			○
玉掛けの業務			
制限荷重 1 トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が 1 トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛け		○	

つり上げ荷重 1 トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛け			○
溶接等の業務			
可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務		○	
アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務			○
フォークリフトの運転の業務			
最大荷重 1 トン以上のフォークリフト		○	
最大荷重 1 トン未満のフォークリフト			○
不整地運搬車の運転の業務			
最大積載量 1 トン以上の不整地運搬車		○	
最大積載量 1 トン未満の不整地運搬車			○
車両系建設機械の運転等の業務			
機体重量が 3 トン以上の整地・運搬・積込み用機械		○	
機体重量が 3 トン未満の整地・運搬・積込み用機械			○
機体重量が 3 トン以上の掘削用機械		○	
機体重量が 3 トン未満の掘削用機械			○
機体重量が 3 トン以上の解体用機械		○	
機体重量が 3 トン未満の解体用機械			○
機体重量が 3 トン以上の基礎工事用機械		○	
機体重量が 3 トン未満の基礎工事用機械			○
基礎工事用機械の作業装置			○
基礎工事用機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの以外のもの			○
締固め用機械			○
コンクリート打設用機械の作業装置			○
ショベルローダー等の運転の業務			
最大荷重 1 トン以上の運転ショベルローダー等		○	
最大荷重 1 トン未満の運転ショベルローダー等			○
高所作業車の運転の業務			
作業床の高さ10メートル以上の高所作業車		○	
作業床の高さ10メートル未満の高所作業車			○

⑧ 保護具の着用

労働者の身体を守るために、次の保護具を着実に着用させるよう徹底しましょう。

【保護帽】 	保護帽の構造には規格があり、高所作業には墜落時保護用、飛散物、落下物等の危険には飛来落下物用、感電の危険には感電防止用の規格があります。 作業に応じた規格を具備したものを着用し、着用時はあごひもをしっかりとしめること。
【安全帯】 	高さ 2 メートル以上で作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すりなどの設置が困難な場所での作業には安全帯を使用する必要があります。 特に高さが6.75メートルを超える高さ（建設業では 5 メートル、柱上作業では 2 メートル以上）ではフルハーネス型安全帯の使用が必要です。 それ以下の高さの場合には、地上にぶつからないように、安全帯のフックの取付位置を高くしたり、ロック機能付き巻取り式ランヤードなどを使う工夫をするか、胴ベルトタイプの安全帯を使用することが必要です。
【安全靴】 	重量物の落下、飛散物、釘等の踏み抜きのおそれがある作業の際、つま先を保護したり、踏み抜き防止、滑り止めを備える安全靴をはくこと。 安全靴は、作業に応じたデザインを選定すること。
【手袋】 	刃物、鋭い突起物等に手で触れる作業の際には、保護手袋を用いること。 一方で、電動ドリル等の回転体を有する電動工具の使用中は、手袋を着用していると回転する軸に手が巻き込まれるおそれがあるため、手袋は着用しないこと。
【保護めがね（ゴーグル）】 	切削屑等の飛来、溶接作業における強烈な光線などから目を守るため、保護めがねを着用すること。

【耳栓】 	騒音が生じる作業の時に使用すること。 難聴に罹患することを防止するために、耳栓やイヤーマフ（防音耳覆）があります。
【防じんマスク等】 	粉じんが舞っている作業場所では粉じん塵の吸い込み防止のために「防じんマスク」を、有毒ガスが存在する場合は「防毒マスク」を、酸欠場所では「送気マスク」など有害な環境に応じた呼吸用保護具を使用すること。 各マスクには、規格があるので、必ず規格を具備したものを使用すること。

3 建設現場における健康確保

(1) 熱中症対策

熱中症とは、高温多湿な環境の下、体内の水分および塩分（ナトリウム等）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして、発症する障害の総称です。日本救急医学会熱中症診断ガイドラインでは、下表のとおり、重症度の程度によりⅠ度・Ⅱ度・Ⅲ度に分類されています。

日本救急医学会熱中症診断ガイドラインの分類

	症状		重症度
Ⅰ度 応急処置と見守り	めまい・失神 筋肉痛・筋肉の硬直 大量の発汗	体温を下げるため血液が急激に体表に集められるため脳への血液量が減ることにより生ずる。筋肉の痙攣は、筋肉が、ナトリウムを多く必要とすることによる。	小  大
Ⅱ度 医療機関へ	頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感（熱疲労は、熱疲労）	脱水が進行して、さらに体に熱がこもってきた時に発生する。	
Ⅲ度 入院加療	意識障害・痙攣・手足の運動障害・高体温（熱射病、日射病）	体温が40℃を超えると体温調節中枢機能が麻痺し、発汗停止・皮膚の乾燥、意識障害が起きる。（意識レベルの低下、錯乱状態）	

熱中症予防については、休憩場所の整備、高温多湿作業場所における連続作業の時間短縮、水分及び塩分の摂取等の各種取組が行われておりますが、職場において熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は400人を超えている状況も踏まえ、厚生労働省が推奨している「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」に従い、各期間において、重点的な取組を進め、熱中症予防に取り組んでください。

準備期間（4月1日～4月30日）		
1	暑さ指数（WBGT値）の把握の準備	JIS規格「JIS Z 8504又はJIS B 7922」に適合したWBGT値（暑さ指数）測定器を準備しましょう。
2	作業計画の策定など	暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。
3	設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどを設置により、暑さ指数を下げる方法を検討しましょう。また、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。
4	服装などの検討	通気性のいい作業着を準備しておきましょう。送風機能のある作業服やクールベストなども検討しましょう。
5	教育研修の実施	熱中症の防止対策について、教育を行いましょう。
6	熱中症予防管理者の選任と責任体制の確立	熱中症に詳しい人の中から管理者を選任し、事業場としての管理体制を整えましょう。
7	緊急事態の措置の確認	体調不良時に運搬する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）		
1	暑さ指数の把握	JIS規格に適合したWBGT値（暑さ指数）測定器で暑さ指数を測りましょう。
2	暑さ指数を下げるための設備の設置、休憩場所の整備、涼しい服装など	
3	作業時間の短縮	暑さ指数が高い時は、単独作業を控え、暑さ指数に応じて作業の中止、こまめに休憩をとるなどの工夫をしましょう。
4	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らしましょう。
5	水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても定期的に水分・塩分を取りましょう。
6	健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見を聞いて人員配置を行いましょう。
7	日常の健康管理など	前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。
8	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態を確認しましょう。

9	熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視などにより右記の事項を確認しましょう。	①暑さ指数の低減対策は実施されているか ②暑さに慣れているか ③水分や塩分をきちんと取っているか ④体調は問題ないか ⑤作業の中止や中断をさせなくてよい
10	異常時の措置	少しでも異変を感じたら、 ①一旦作業を離れる ②病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ ③病院へ運ぶまでは一人きりにしない

重点取組期間（7月1日～7月31日）

1	暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行きましょう。
2	特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
3	水分、塩分を積極的に取りましょう。
4	各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
5	期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行きましょう。
6	少しでも異常を認めた時は、ためらうことなく、すぐに救急車を呼びましょう。

※暑さ指数とは、人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射（ふくしゃ）など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標です。

暑さ指数の値が高ければ高いほど、熱中症になりやすくなります。

また、夏季の特に高温下での作業を伴う場合は、塩飴やスポーツドリンクにより水分、塩分確保を行うのみではなく、バッテリー駆動のファンが取り付けられた強制冷却作業着を積極的に活用する等し、熱中症対策に取り組んでください。

（2）化学物質対策

化学物質には、人体に悪影響を及ぼす有害な物質や引火性などの危険性のある物質が存在するため、一定の化学物質については、その使用が禁止され、また、取扱いに制限が課せられているものもあり、特別な対策を講じる必要があります。

有機溶剤

「有機溶剤」とは、他の物質を溶かす性質を持つ有機化合物の総称であり、様々な職場で、溶剤として塗装、洗浄、印刷等の作業に幅広く使用されています。有機溶剤は常温では液体ですが、一般に揮発性が高いため、蒸気となって作業者の呼吸を通じて体内に吸収されやすく、また、油脂に溶ける性質があることから皮膚からも吸収されます。有機溶剤にばく露すると有機溶剤中毒になったり、有機溶剤の中には発がん性のある物質もあり、ばく露することでがんを発症するおそれもあります。また、引火しやすいという性質もあります。使用する有機溶剤または有機溶剤含有物の危険有害性や取扱い上の注意を、安全データシート（SDS）により確認し、技能実習生を含めた関係各者に周知徹底し、呼吸用保護具や保護手袋の使用、人体に及ぼす作用

等の掲示、貯蔵および空き容器の処理、また、有機溶剤業務に従事する労働者に対する健康診断など、必要な対策を実施してください。

特定化学物質

「特定化学物質」とは、化学物質によるがんなどの健康障害の発生状況にかんがみ、特に有害性の高い化学物質による健康障害を予防するため、規制が施されている化学物質です。

塗装業務で取り扱う塗料や、防水材などには、発がん性等のある特定化学物質が含まれている可能性があり、皮膚から吸収されるものもあるので、安全データシート（SDS）により、使用するものに特定化学物質が含まれていないか確認し、含まれている場合は技能実習生を含めた関係各者に周知徹底し、保護具の使用を含め、必要な対策を実施してください。

鉛中毒

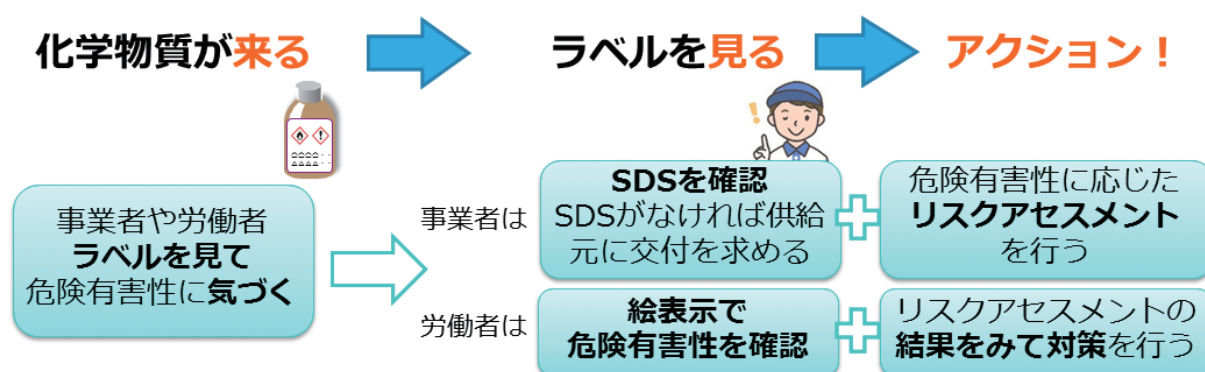
「鉛」は、鉛を摂取することにより中毒を発症するため、規制が施されています。

塗装作業や、塗布された塗料の塗り替え作業を行う場合などには、塗布されている塗料中に「鉛」等の有害な化学物質が含まれていないかも把握し、鉛が含まれている場合は、呼吸用保護具の使用など、鉛中毒を発症しない対策を講じてください。

このほかにも、名称等の表示（ラベル表示）や通知（安全データシート（SDS）交付義務対象）が求められる危険物及び有害物もあり、使用するに当たっては化学物質のリスクアセスメントの実施が義務化されています。

職場における化学物質対策については、厚生労働省のHPをご覧ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei03.html)



※厚生労働省「《ラベルでアクション》～事業場における化学物質管理の促進のために～」より引用。

(3) 石綿対策

石綿は天然鉱物で、耐火性、耐酸性等が優れているため、広く工業用に使用されてきた物質ですが、少量吸い込んだだけでも中皮腫やがんなどの病気になるおそれがあることが知られており、日本国内で石綿を製造、使用等することは2006年に禁止されました。

しかし、過去に石綿の多くは建材として使用されたため、禁止前に建築され、現存する建築物の多くに石綿が使用されています。こうした建築物を改修したり、解体したりする際には、石綿にばく露するおそれがありますので、工事前に石綿が使用されているかを必ず調査する必要があります。

石綿を使用している建築物を改修・解体するときは、作業場所の隔離、湿潤化、呼吸用保護具の着用などの石綿ばく露防止対策を徹底してください。

(4) 粉じん対策

粉じんは、グラインダーでの金属研磨作業やアーク溶接の作業等を行った際に発生します。

主として、小さな土ぼこりや金属の粒などの粉じんを長い年月にわたって大量に吸い込むと、肺の組織が繊維化し、固くなって弾力性を失い「じん肺」という病気にかかります。現在、じん肺を治す根本的な治療はないとされ、いったんじん肺にかかると、もとの正常な肺にはもどらず、粉じん作業をやめた後も病気は進行することがあります。

じん肺にかからない措置として、粉じんの発生源対策、局所排気装置等の適切な稼働、呼吸用保護具の適切な着用（着用方法、国家検定品の防じんマスクの使用）などにより、粉じんへのばく露防止対策を徹底する必要があります。また、じん肺健康診断の着実な実施など、健康管理も徹底する必要があります。

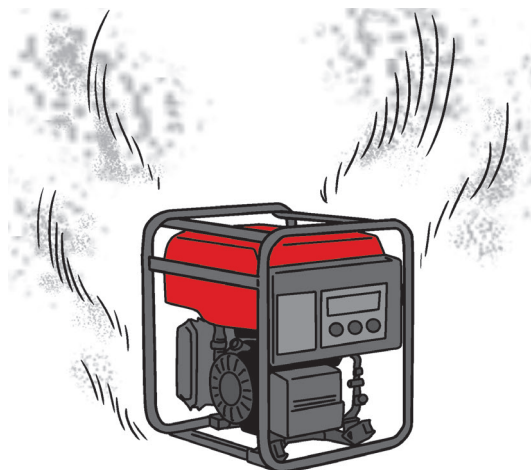
(5) 一酸化炭素中毒対策

一酸化炭素は、閉め切った室内において換気を行わずに炭素を含有する物質を燃焼させた場合に、酸素不足により正常な燃焼ができないことによる不完全燃焼によって発生します。

例えば、電源としてガソリンエンジン発電機等の内燃機関を有する機械を使用して作業を行う場合、換気が不十分な作業場所で行うと、エンジンから排出された排気ガスに含まれる一酸化炭素が作業場所に滞留し、一酸化炭素中毒になったり、最悪の場合死亡する危険性があります。車の中や坑内、閉め切った室内等での発電機等の内燃機関を有する機械の使用はたいへん危険ですので、行わないようにしてください。

一酸化炭素の性質（無色・無臭）、有害性について認識を持つとともに、一酸化炭素が発生する可能性のある作業かどうかをしっかりと確認することが重要です。

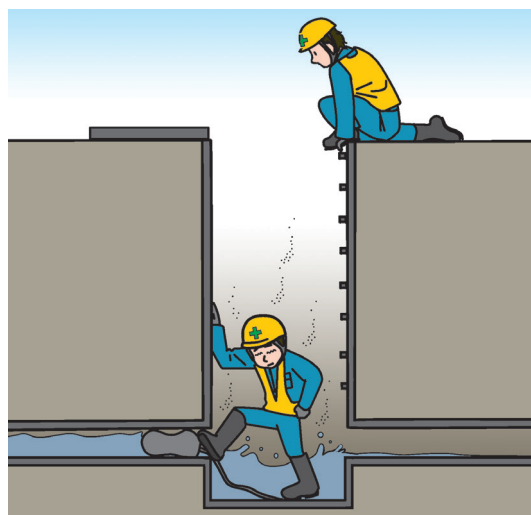
また、一酸化炭素が発生する可能性のある作業を行う場合は、排気ガスを外部に排出するため、窓を開放したり、換気設備や一酸化炭素のガス検知警報装置を設置する等により、同種災害の発生を防ぐ対策を講じてください。



(6) 酸欠等対策

酸素欠乏等とは、空気中の酸素の濃度が18%未満又は空気中の硫化水素の濃度が100万分の10を超える状態をいいます。毎年10数件の酸素欠乏症等災害（酸素欠乏症、硫化水素中毒）が発生し、死亡者も2名～9名発生しています。

酸素欠乏症等災害は致死率の非常に高い災害ですが、その原因は、酸素欠乏症に対する事業者及び労働者の酸欠災害に対する認識不足等です。建設業においては、下水道やタンク内部での作業を行う場合には、教育の実施及び作業環境測定、換気、送気マスク等の呼吸用保護具の使用等の措置を適正に講じ、発生を防いでください。



(7) 健康診断及び健康確保対策等

技能実習生は、常時使用する労働者に該当するため、労働安全衛生法に基づいて健康診断、ストレスチェックを行わなければなりません。

雇入時健康診断

技能実習生に限らず、労働者を雇い入れるときは、法令で定められた項目について健康診断を行わなければならない。(労働安全衛生規則第43条)

雇入時健康診断は、常時使用する労働者の適正配置と入職後の健康管理に資するものですが、最近の結核感染者の中で、外国出生の若年層が多くを占めるという現状から胸部エックス線検査を含む雇入時の健康診断を実施するに当たり結核の罹患についても念頭に置いて行うべきです。(平成30年 6 月 5 日付け健感発0605第 1 号厚生労働省健康局結核感染課「技能実習生」に対する健康診断について)

職場における感染症対策 結核患者が発生した場合の対応

結核への対応は、感染症法に基づいて実施されます。医療機関等を除く通常の事業場では、結核患者が発生した場合に、潜在的結核感染者や結核患者を早期発見して対応することを主な目的とする接触者健診が基本となります。

基本的な対応は、保健所の指示に基づくこととなりますが、事業者としては、接触者の把握、従業員への説明、定期健康診断未受診者の受診勧奨、接触者健診の確実な実施が主な役割となります。

定期健康診断

技能実習生に対しては、1 年以内ごとに 1 回、定期に、法令で定められた項目について健康診断を行う必要があります。(労働安全衛生規則第44条)

なお、技能実習生が、深夜業を含む業務や鉛、一酸化炭素のほかこれらに準じる有害物のガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務等（特定業務）に従事する場合は、特定業務従事者の健康診断を行う必要があります。



特殊健康診断

業務に起因する疾病の可能性の高い業務については、これに起因する疾病の早期発見・適切な事後措置等の健康管理が必要です。次の業務等に技能実習生が就業する場合は、雇入時の健康診断・定期健康診断とは別に、雇入時・配置替時・定期（6 か月以内に 1 回）に、特殊健康診断を受診する必要があります。

- ・ 特定化学物質を取り扱う業務（特定化学物質健康診断）
- ・ 鉛業務（鉛健康診断）
- ・ 有機溶剤業務（有機溶剤健康診断）

また、粉じん作業に従事する場合又は従事した場合は、就業時・定期（じん肺管理区分ごとに健診時期が異なります。）・離職時に、じん肺健康診断を受診してください。

長時間労働と医師の面談

脳血管疾患及び虚血性心疾患等の脳・心臓疾患の発症は長時間労働との関連性が高いとする医学的知見を踏まえ、これらの発症を予防するため、長時間にわたる労働により疲労が蓄積し、健康障害発症のリスクが高まっ

た労働者に対しては、本人の申出により、医師による面接指導を行わなければならないとされています。

技能実習生に対し、長時間労働を行った場合の健康障害発症リスク及び面接指導を受ける申出の必要性を説明するとともに、時間外・休日労働時間数が月80時間を超え、疲労の蓄積が認められる場合は、医師による面接指導を実施しなければなりません（令和2年4月1日～）。上記のほか、時間外・休日労働時間数が月45時間を超えた場合も面接指導の対象とするように努めてください。

医師による面接指導の結果、技能実習生の疲労蓄積状況や心身の状況、面接を行った医師の意見等を踏まえ、事後措置が必要な場合は、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業務への従事回数の減少等の措置を講じてください。

面接指導の実施においては、産業医の選任義務がない常時50人未満の労働者を使用する小規模事業場においては、地域産業保健センターを利用して面接指導を実施することもできますので、問い合わせを行うようにしてください。

ストレスチェック

現場には、高所作業あるいは天候や温度から来る精神的なもの、重量物を扱うことによる肉体的な疲労から来るもの、通常の自社の労働者のみならず、近隣で作業する業者の労働者とも関係が生じることからくる対人的なもの等、ストレスの種類も多種多様で、他業種の労働者より大きな負担となることが想定されます。さらに他国で働くことによる不安、家族と離れていることによる疎外感等、外国人労働者特有の問題もあります。

ストレスチェックについて、しっかりと実施しましょう。

その際は、技能実習生にも制度の趣旨、質問の内容等が理解できるよう、特段の配慮を行って実施してください。



4

労働災害が発生した場合は、救護に必要な措置を行った後、現場では元請にも報告した上で、労災保険の手続きにより病院で診療を受けさせてください。労働者が死亡又は休業した場合（休業の日数が4日に満たない場合は4半期ごと）には、遅滞なく労働者死傷病報告等を所轄の労働基準監督署長に提出してください。私費で治療させて労働者死傷病報告書も提出しないといった行為は、「労災隠し」として犯罪になりますので、行わないでください。

また、技能実習責任者、技能実習指導員や安全管理者、衛生管理者、現場責任者、監理団体の監理責任者等を交えて、災害等の発生原因と対策を検討し、更に、安全・衛生委員会にも諮り、再発防止対策の徹底を進めてください。

労働者死傷病報告書の様式のダウンロードはこちらからできます↓

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei36/17.html>

[illegible]

様式第23号（第97条関係）（裏面）

備考

- ※ □□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字、イメージ読取装置（OCR）で読取誤差を生ずるを行うので、この用紙に汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記入すべき事項のない欄、記入枠及び職員記入欄は、空欄のままとする。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大さめの漢字、カタカナ及びアラビア数字で明確に記入すること。
- なお、満点及び半満点は同一の記入枠に「方」「半」等と記入すること。
- 4 「性別」、「休業状況」及び「死亡」の欄は、該当する項目に○印を付すること。
- 5 「事業場の名称」の欄の漢字が記入枠に書ききれない場合は、下段に付く記入すること。
- 6 派遣労働者が被災した場合、派遣元及び派遣元事業主の事業者は、「提出事業者の区分」の欄の該当する項目に○印を付し、それぞれ所轄労働基準監督署長に提出すること。
- 7 「経験期間」の欄は、当該職種について1年以上経験がある場合にはその経験年数を記入し、1年未満の場合にはその月数を記入、該当する項目に○印を付すること。
- 8 「国籍・地域」及び「在留資格」の欄は、第97条の労働者が外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年法律第31号。以下「入国法」という。）別表第1の1表の外又は出入の在留資格をもつて不在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第17号）に定める特別永住者を除く。）である場合に、入管法第2条第5号に規定する在留資格、入管法第19条の1に規定する在留カード又は入管法第20条第4項に規定する在留資格証明書により確認し、記入すること。
- なお、労働基準の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第28条第1項の規定による外国人雇用状況の届出と同様の国籍・地域及び在留資格を記入すること。
- 9 氏名を記載し、押印することによって、署署することができること。

入国後講習や雇入れ時の安全衛生教育の際には、次の各項の資料を活用するなどにより、効果的に実施してください。

なお、資料 1 から資料 4 の各資料は、外国語に翻訳したものを順次、機構HPに掲載しますので、技能実習生の使用する言語に応じてプリントアウトしてご活用ください。

資料 1 建設業における労働災害発生状況

この資料を活用して、技能実習生の皆さんに、事故は身近でも発生していることを説明し、安全対策の重要性について理解させてください。

資料 2 外国人技能実習生に係る災害事例

この資料を活用して、具体的な災害のイメージを持たせ、特に気を付ける作業等について理解させてください。

資料 3 技能実習生の皆さんに守っていただきたい基本的な事項

技能実習生の皆さんに守っていただきたい基本的な事項をまとめてみました。
一つひとつの内容を説明し、理解させた上で、遵守するように繰り返し徹底してください。

資料 4 各種災害事例と技能実習生の皆さんに特に気を付けてもらいたいこと

- 4－1 転落
- 4－2 墜落
- 4－3 飛来落下
- 4－4 はさまれ
- 4－5 激突され
- 4－6 熱中症

具体的な災害事例と技能実習生の皆さんに特に気を付けてもらいたいことについてまとめてみました。雇入れ時に活用するほか、類似の作業が予定される場合などにはTBMで直前に再徹底するなど効果的に活用してください。

資料 5 安全標識

建設業労働災害防止協会では、建設現場で使用する基本的な安全標識を統一し、その普及により建設現場における労働災害防止に資することを目的として、「建災防統一安全標識」が作成されています。
「建災防統一安全標識」を活用し、建設現場の安全の見える化の積極的な推進をお願いいたします。

なお、一般注意及び一般指示の標識については、個別の注意事項や指示内容を併記してご活用ください。

また、表示を行う際は、技能実習生に意味が通じるよう、外国語表記例も併せて記載してください。
外国語については、発音もカナ標記で併記しましたので、説明の際等にご活用ください。

一般注意



一般指示



資料 1 建設業における労働災害発生状況

厚生労働省発表の全産業及び建設業における労働災害発生状況は次のとおりです。この労働災害発生状況は外国人労働者を含む全労働者について集計を行ったものです。

死傷災害発生状況は休業4日以上死傷災害について労働者死傷病報告より集計したもの、死亡災害発生状況は死亡災害報告より集計したものです。

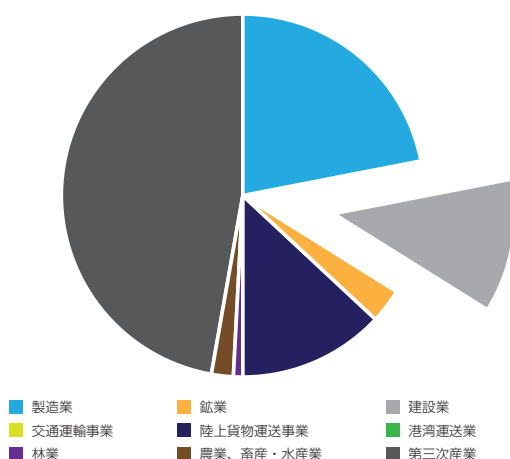
事故の型別死傷災害発生状況（平成30年）

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏抜き	おぼれ	高温・低温物との接触	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他	分類不能	合計
全産業	21,221	31,833	6,354	6,410	2,312	5,373	14,585	7,878	258	46	3,546	537	126	64	44	85	7,889	98	16,958	1,445	267	127,329
建設業	5,154	1,616	636	1,432	489	832	1,731	1,267	103	15	340	91	47	7	8	36	598	8	875	77	12	15,374
土木工事	889	445	181	406	163	335	615	278	10	8	91	18	3	2	4	3	178	2	231	24	3	3,889
建築工事	3,313	865	345	756	237	355	771	814	77	2	162	49	17	3	2	22	259	4	459	34	8	8,554
その他の建設	952	306	110	270	89	142	345	175	16	5	87	24	27	2	2	11	161	2	185	19	1	2,931

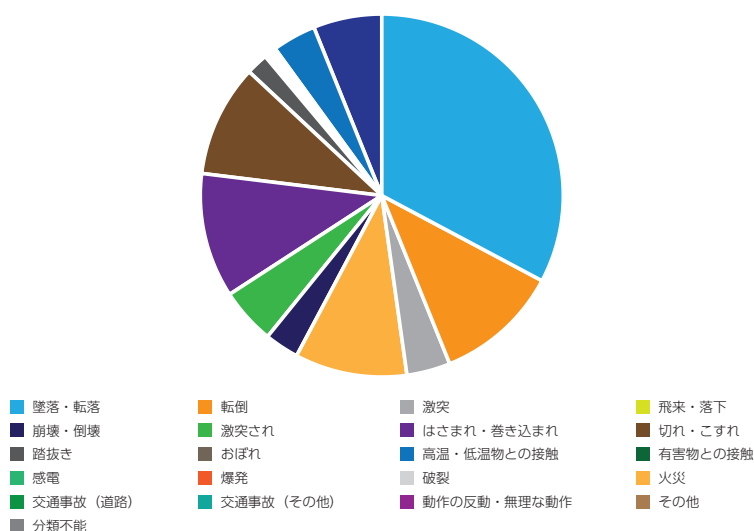
事故の型別死亡災害発生状況（平成30年）

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏抜き	おぼれ	高温・低温物との接触	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他	分類不能	合計
全産業	256	28	3	53	54	58	113	5	0	35	36	17	13	7	1	6	175	3	0	43	3	909
建設業	136	6	1	24	23	18	30	3	0	13	11	1	5	1	0	2	31	0	0	3	1	309
土木工事	30	3	1	10	11	13	18	3	0	7	1	0	0	0	0	0	11	0	0	2	1	111
建築工事	84	1	0	11	8	2	9	0	0	1	8	0	2	0	0	0	12	0	0	1	0	139
その他の建設	22	2	0	3	4	3	3	0	0	5	2	1	3	1	0	2	8	0	0	0	0	59

業種別死傷災害発生状況（平成30年）



建設業における事故の型別死傷災害発生状況（平成30年）



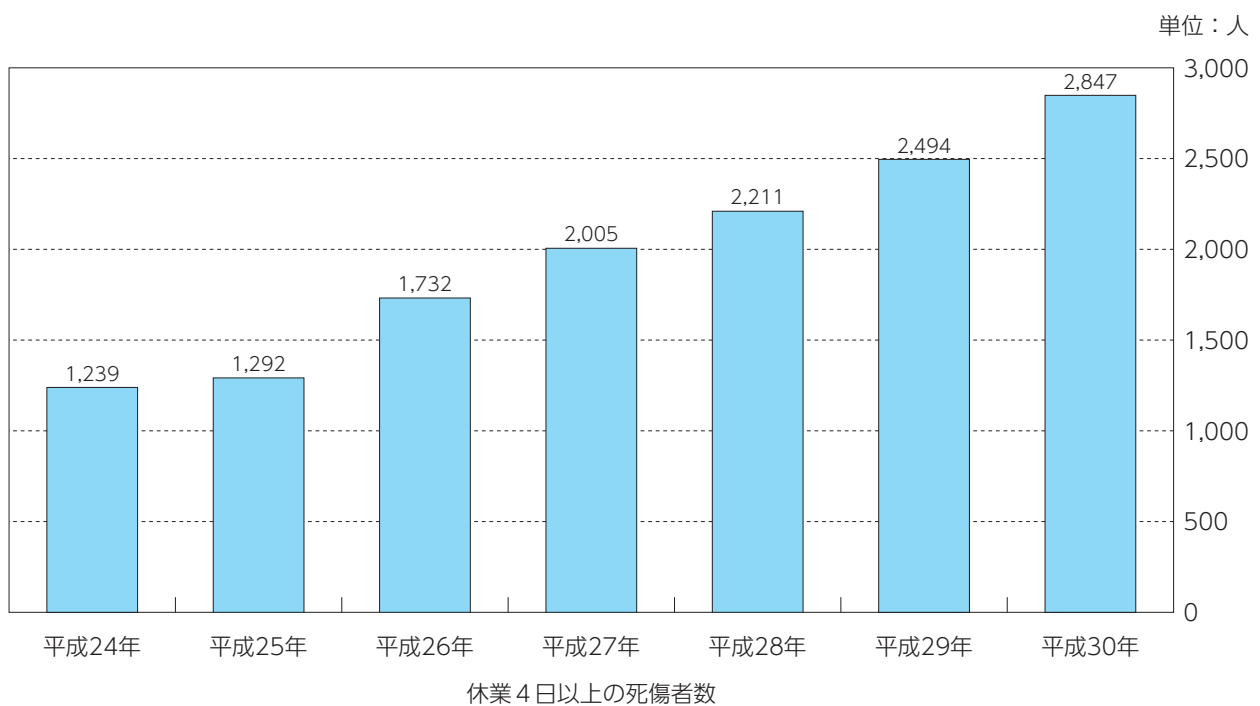
資料 2

外国人技能実習生に係る災害事例

分類	災害事例	
墜落、転落	事例 1	足場上で作業中に方向転換をしようとしたところ、足を踏み外し、墜落した。
	事例 2	移動に際し、梁から足場の作業床に足を掛けたところ、足を滑らせ地面に転落した。
	事例 3	前日に雨が降っていたことから、足場が濡れており、階段を降りる際に足を滑らせ、踏み外してしまい、転落した。
	事例 4	クレーンで単管をつり上げていたところ、つり荷がばらけ、ロープが破断し、単管が足場に落下したことから、足場上にいた被災者が墜落した。
	事例 5	倉庫屋根のスレートの撤去作業を行うため、安全帯のフックを親綱にかけようとしたところ、足元のスレートが割れ、墜落した。
	事例 6	屋根の塗装作業をしていたところ、瓦が濡れていたため滑り、転落した。
	事例 7	建方作業中に、固定されていない部材につかまったところ、部材が外れたため、転落した。
転倒	事例 8	トラックの荷台から資材を下ろし、運搬していたところ、持っていた資材で足元がよく見えなかったことから、足元にあった資材につまずき、負傷した。
崩壊、倒壊	事例 9	掘削面に降り、手掘り確認を行っていたところ、土塊が後方から崩れてきたため、負傷した。
激突され	事例10	足場の解体作業中、別の作業員が外した単管を下で受け取ろうとした際に手を滑らせてしまい、単管が落下して足に接触し、負傷した。
	事例11	ダンプに積み込みをしていたところ、歩行者が近くに来たため、バックホウの旋回を止めようと旋回範囲に立ち入ったところ、キャタピラーに足を踏まれ、負傷した。
	事例12	掘削作業していたところ、ドラグ・ショベルのオペレーターの死角に入っていたことから、ドラグ・ショベルが旋回した際にバケットと接触し、負傷した。
はさまれ、巻き込まれ	事例13	丸のこを用いてパネル切断作業をしていたところ、丸のこの上部を押さえていた左手の軍手が回転部分に巻き込まれ、小指を負傷した。
切れ、こすれ	事例14	釘打機で合板を土台に固定していたところ、操作を誤り、自身の膝に誤射し、負傷した。
	事例15	手持ち式丸のこで切断加工作業をしていたところ、誤って手を滑らしてしまい、刃部に接触し、負傷した。
踏みぬき	事例16	木片から上向きに飛び出していた釘を地下足袋で踏み、釘が地下足袋を貫通して足裏に刺さり、負傷した。

有害物等 との接触	事例17	電動工具使用のため、ガソリン燃料の発電機を使っていたところ、作業場内に排気ガスが充満し、気分が悪くなり一酸化炭素中毒を発症した。
	事例18	長靴を着用し、コンクリート打設作業に伴う生コンクリートの清掃作業を行っていたところ、生コンクリートがズボンに付着した箇所が赤くなったため、受診した。
動作の反動、無理な動作	事例19	足場用部材の積込作業中、屈んだ状態で足場板を持ち上げたところ、腰に激痛が走り、腰痛を発症した。

外国人労働者の労働災害発生状況の推移



(出典：厚生労働省「労働者死傷病報告」)

技能実習生の皆さんに守っていただきたい基本的な事項

- 入場した工事現場の決まり（ルール）を守りましょう。
- 作業指示に従いましょう。指示内容が分からない場合は、聞き直し確認しましょう。
- 一人で作業しないようにしましょう。少なくとも身近に他の作業員がいる状況で作業するようにしましょう。
- 墜落の危険がある場所には近づかないようにしましょう。
- 仮設物にはもたれかからないようにしましょう。
- つり荷の下には入らないようにしましょう。
- 作業中はよそ見をしないようにしましょう。
- 工事現場内で移動する際は、周囲を見て行動するようにしましょう。
- 電動工具は、使用しない間や掃除するときは必ず電源を切るようにしましょう。
- 使用しない工具は整理整頓して片付けましょう。
- 故障した工具は使用せず、交換を申し出ましょう。
- 機械の運転等は技能講習の修了や特別教育を受けていない場合、該当する作業には従事しないようにしましょう。
- 体調が悪い、心配事がある場合は、技能実習責任者や技能実習指導員、生活指導員に相談しましょう。
- 作業中に発生した事故や労働災害は、その場で申し出ましょう。
- 業務上の災害により治療費が必要な場合は、労災保険で病院の治療費が支払われます。
- 業務上の災害により休業することとなった場合は、3 日間は実習実施者が補償し、4 日目以降は労災保険により休業補償がされます。

資料 4

各種災害事例と技能実習生の皆さんに特に気を付けてもらいたいこと

【4－1】転落

雨が降り足場が濡れていたことから、足を滑らせ踏み外してしまい、転落した。

・安全対策の問題点

- 足場の作業床に下の棧が設けられていないこと。
- 大雨等の悪天候又は足場の組立て、変更の後における点検が不十分であったこと。

・実習実施者の対策

- 足場の墜落防止用の措置を行う。(下の棧、幅木、手すり枠の設置、安全帯の使用の徹底)
- 大雨等の悪天候又は足場の組立て、変更の後、あるいは作業開始前における点検において墜落防止設備が確実に設けられていることを確認すること。



・技能実習生の皆さんに特に気を付けてもらいたいこと

- 作業場は屋外ですから、雨で濡れていたり、風でメッシュシートが外れていたり、様々な状況があります。特に高い場所や細い尖った部材の傍で転倒すると大きな事故につながります。十分に注意しましょう。
- 高い場所での移動時には可能な限り安全帯を使用しましょう。
- 手すり等がないところには近づかないようにしましょう。
- 作業床の開口部には注意しましょう。

【4－2】墜落

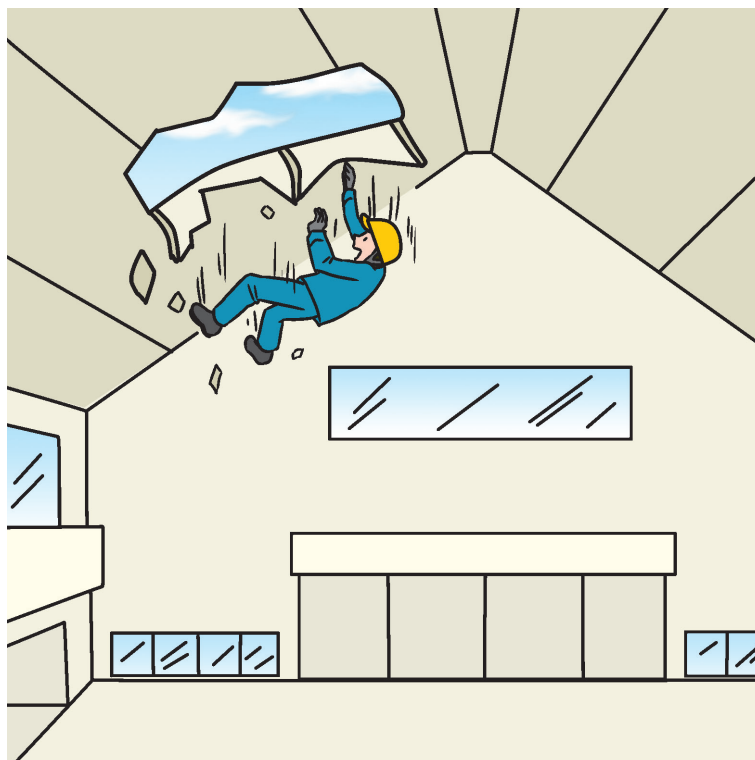
スレート屋根の改修作業を行うため、屋根の上に乗ったところ、足元のスレートが割れ、墜落した。

・安全対策の問題点

- 踏み抜きの危険のある屋根に上がったこと。
- 幅30センチメートル以上の歩み板を設け、防網を設けていなかったこと。

・実習実施者の対策

- 安全対策を講じるまで踏み抜きの危険のある屋根に立ち入らせないこと。
- 幅30センチメートル以上の歩み板を設け、防網を設けること。



・技能実習生の皆さんに特に気を付けてもらいたいこと

- スレートやガラスの天井上は、一見安全のように見えますが、身体の重量をかけると割れて墜落する恐れがあります。そういう災害も多く発生しています。作業する場合は、必ず踏み板を使用し、その上以外には行かないなど、作業指示を守ってください。
- 濡れた瓦の上もとても滑りやすいので、気を付けましょう。

【4－3】飛来落下

クレーンでH鋼材を吊り上げ、トラックの荷台に移す作業を行っていたところ、吊り荷を吊っていた玉掛け用ワイヤーロープが破断し、吊っていたH鋼材が落下し、接触しそうになった。

・安全対策の問題点

- ワイヤーロープの点検を行っていなかった。
- つり荷の下付近に立ち入っていた。

・実習実施者の対策

- ワイヤーロープは、素線切れなど損傷の有無を作業開始前に点検し、正常に使用できるか十分確認してから使用すること。損傷の著しい不適切な用具は使用できないように処理すること。
- 玉掛け作業は、能力に応じて特別教育又は技能講習修了者が行うこと。
- つり上げ荷重の制限重量を関係者に周知徹底すること。
- 荷の吊り上げ作業においては、吊り荷の落下・転倒の恐れのある範囲に人を立ち入らせないこと。



・技能実習生の皆さんに特に気を付けてもらいたいこと

- 損傷のあるワイヤーロープは使用しない、荷の下には絶対に入らないを守ってください。

【4－4】はさまれ

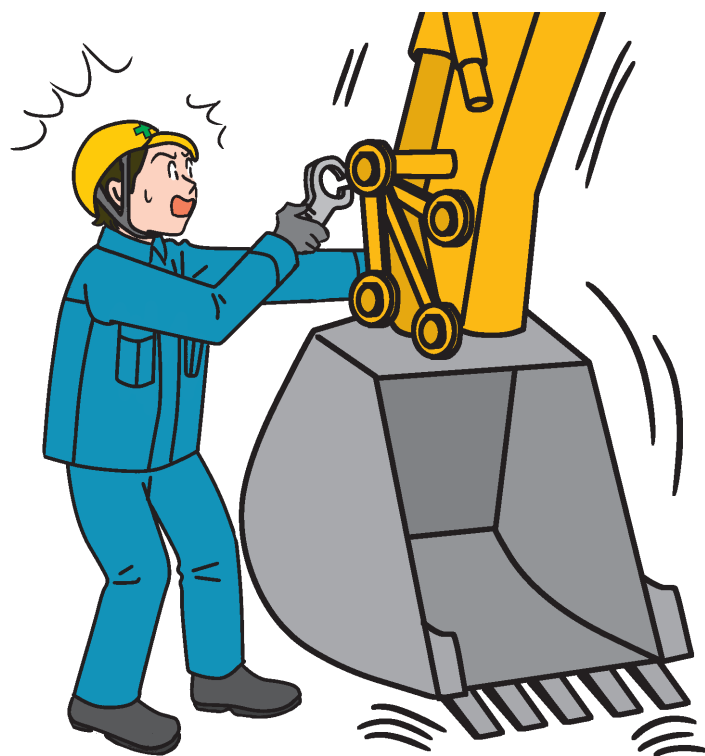
車両系建設機械のアタッチメントの交換作業を行っていたところ、アタッチメントが動き、アタッチメントとシリンダーの隙間に指が挟まれた。

・安全対策の問題点

- アタッチメントが動かないような固定措置が行われていなかった。

・実習実施者の対策

- アタッチメントの交換作業（装着、取り外し）を行うに当たり、アタッチメントが作業中に動かないよう、交換用架台を使用したり、平らな面で作業する等不安定な状態で作業を行わない。



・技能実習生の皆さんに特に気を付けてもらいたいこと

- 作業手順を守りましょう。

【4－5】激突され

通行していたところ、ドラグ・ショベルのオペレーターの死角に入っていたことから、ドラグ・ショベルが後進した際にキャタピラーと接触した。

・安全対策の問題点

- ドラグ・ショベルの作業範囲内の立入禁止区域が明確にされていなく、誘導員の配置によりドラグ・ショベルの誘導もしていなかった。

・実習実施者の対策

- 運転中のドラグ・ショベルには近づけないようバリケードやロープ等により、立入禁止区域を設ける。また誘導員を設ける。
- ドラグ・ショベルの運転手は、周辺の十分に確認した上で運転する。
- 通行人は、運転中のドラグ・ショベルには近づかない。



・技能実習生の皆さんに特に気を付けてもらいたいこと

- 建設用機械の進行と旋回範囲を確認しましょう。
- 立ち入り禁止の場所には入らないでください。
- 誘導員に従いましょう。

【4－6】熱中症

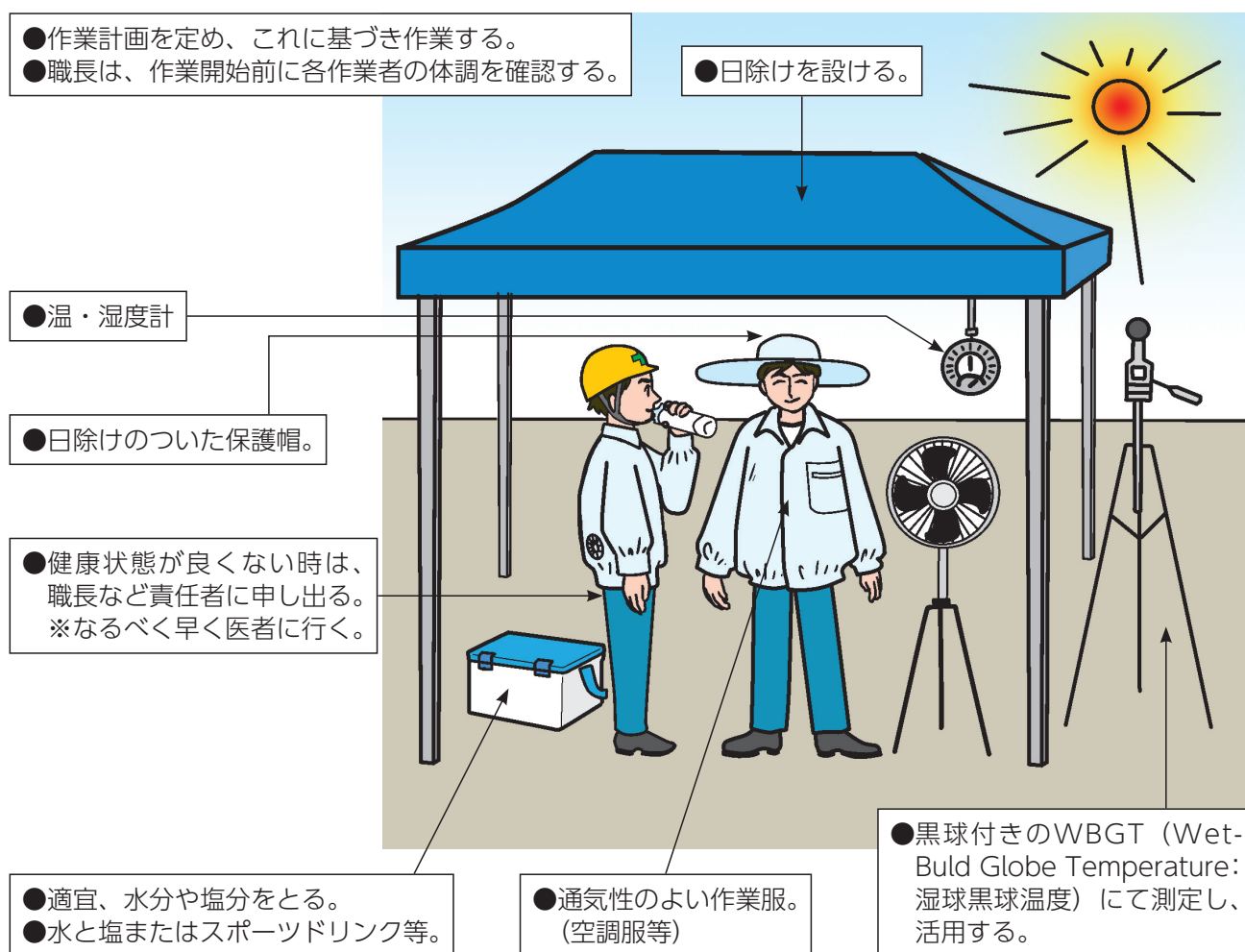
作業当日の朝、体調がすぐれなかったが、真夏の炎天下の中で道路舗装工事をしていたところ、意識がもうろうとし倒れた。

・安全対策の問題点

- 適度な休憩時間を設けず、また、水分・塩分補給も十分に行っていなかった。

・対策

- 作業開始前に当日の天気予報を確認する、また、作業員の健康状態を確認する。
- 日中の作業時間を減らす等、作業時間を工夫する。
- 日陰を設け、適宜休憩を取れるようにし、水分・塩分を摂取する。



・技能実習生の皆さんに特に気を付けてもらいたいこと

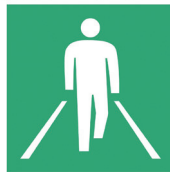
- 体調が悪いときは無理をせず、必ず申し出ましょう。

資料 5 安全標識

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
標識	立入禁止 	禁 煙 	火気厳禁 	駐車禁止 	
日本語	立入禁止	禁煙	火気厳禁	駐車禁止	一般禁止
英語	Do Not Enter	No Smoking	Danger : No Open Flame	No Parking	General prohibition
発音	ドゥ ノット エンター	ノー スモーキング	デンジャー ノー オープン フレイム	ノー パーキング	ジェネラル プロhibition
中国語	禁止入内	禁止吸烟	严禁烟火	禁止停车	一般禁止
発音	ジンズー ルウネイ	ジンズー シーエン	エンジン エンフォー	ジンズー ティンツォ	イーパン ジンズー
ベトナム語	CẤM VÀO	CẤM HÚT THUỐC	CẤM LỬA	CẤM ĐỖ XE	Cấm chung
発音	カム ヴァオ	カム フット トック	カム ルア	カム ド セー	カム チュン
インドネシア語	Dilarang Masuk	Dilarang Merokok	Dilarang Menggunakan Api	Dilarang Parkir Disini	Dilarang untuk Umum
発音	ディララン マスック	ディララン ムロコック	ディララン ムングナカン アピ	ディララン パルキル ディ シニ	ディララン ウントウック ウムむ (口を閉じる)
タガログ語	BAWAL PUMASOK	BAWAL MANIGARILYO	MAPANGANIB : BAWAL ANG APOY	BAWAL PUMARADA	Pangkalahatang Pagbabawal
発音	バーワル プマーソック	バーワル マニガリリヨ	マパガニブ : バーワル アン アポイ	バーワル プマラーダ	パンカラハータン パグババーワル
カンボジア語	ហាមចូល	ហាមជក់បារី	ហាមដុតភ្លើង	ហាមចតឡាន	ការហាមឡើយ
発音	ハムチョル	ハムチュクバレイ	ハムドットプレン	ハムチョートラン	カーハムトゥートウ
ミャンマー語	မဝင်ရ	ဆေးလိပ်မသောက်ရ	မီးသတိပြု	ကားမရပ်ရ	အထွေထွေတားမြစ်ချက်
発音	マウインヤ	セーレイッ マタウヤ	ミー タティ ピュ	カー マイエッ ヤ	アトウェ トウェ ター ミッ チェッ
モンゴル語	Орохыг хориглоно	Тамхи татахыг хориглоно	Ил гал гаргах хориотой	Машин тавихийг хориглоно	Аюултай орчин
発音	オロヒーグ ホリグロノ	タムヒ タタヒーグ ホリグロノ	イル ガル ガルガフ ホリオトイ	マシン タウィヒーグ ホリグロノ	アユルタイ オルチン

	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
標識	頭上注意 	足もと注意 	開口部注意 	感電注意 	墜落注意 
日本語	頭上注意	足もと注意	開口部注意	感電注意	墜落注意
英語	Watch Your Head	Watch Your Step	Danger : Opening in Floor	Danger : Electrical Hazard	Danger : Falling Hazard
発音	ウォッチ ユア ヘッド	ウォッチ ユア ステップ	デンジャー オープン イン フロア	デンジャー エレクトロリカル ハザード	デンジャー フォーリング ハザード
中国語	当心头顶	注意脚下	当心开口处	当心触电	当心坠落
発音	ダン シン トゥー ティン	チュー イー ジャオ シャー	ダン シン カイ コウ ツー	ダン シン ツー ディエン	ダン シン ツイー ロウ
ベトナム語	CHÚ Ý TRÊN ĐẦU	CHÚ Ý DƯỚI CHÂN	CHÚ Ý LỖ MỠ	CHÚ Ý ĐIỆN GIẬT	CHÚ Ý RƠI NGÃ
発音	チュー イ チェン ダウ	チュー イ ズイ チャン	チュー イ ロ モ	チュー イ ディエン ジャット	チュー イ ロイ ギャー
インドネシア語	Awas Bagian Atas Kepala	Awas Bawah Kaki	Awas Ada Lubang	Awas Bahaya Sengatan Listrik	Awas Terpeleset Jatuh
発音	アウス バギアン アタス クパラ	アウス バワッ カキ	アウス アダ ルバン	アウス バハイヤ スンガタン リストリック	アウス トゥルプレセット ジャトゥ
タガログ語	INGATAN ANG ULO!	INGATAN ANG HAKBANG!	MAPANGANIB : MAY BUTAS SA SAHIG	MAPANGANIB : MAY KURYENTE	MAPANGANIB : MAY MAAARING BUMAGSAK
発音	イガータン アン ウーロ	イガータン アン ハックバン	マパガーニブ : マイ ブーナス サ サヒッグ	マパガーニブ : マイ クリエンテ	マパガーニブ : マイ マアリン ブマクサック
カンボジア語	ប្រយ័ត្នលើក្បាល	ប្រយ័ត្នជុំវិញជើង	ប្រយ័ត្នគ្រង់ទ្វារ	ប្រយ័ត្នអគ្គិសនី	ប្រយ័ត្នធ្លាក់
発音	ポロヤットルコバル	ポロヤットチュム ヴィンチューング	ポロヤットトラント ウェ	ポロヤットチョコア キサニー	ポロヤットトラック
ミャンマー語	ခေါင်းပေါ်သတိထားပါ	အောက်ခြေကိုသတိထားပါ	ကြမ်းပြင်ရှိအပေါက်ကို သတိထားပါ	လျှပ်စစ်အန္တရာယ်သတိပြုပါ	ပြုလဲအန္တရာယ်သတိပြုပါ
発音	ガウン ポー タ ティ ター パー	アウ チェー コ タ ティ ター パー	チャン ピン シ ア パウ コ タ ティ ター パー	リャ シッ アン ダ イェー タ ティ ピュ パー	プオー レー アン ダ イェー タ ティ ピュ パー
モンゴル語	Анхаар, дээрээс юм унах аюултай	Халтирхаас болгоомжил	Нээгдэх хэсгээс болгоомжил	Өндөр хүчдэлээс болгоомжил	Унах аюултай
発音	アンハール デーレース ユム オナフ アユルタイ	ハルティラハース ボロゴームジル	ネエグデフ ヘスゲース ボロゴームジル	ウンデル フチデレー ス ボロゴームジル	オナフ アユルタイ

	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
標識	路肩注意 	酸欠注意 	有機溶剤使用中 	安全帯使用 	保護帽着用 
日本語	路肩注意	酸欠注意	有機溶剤使用中	安全帯使用	保護帽着用
英語	Mind the Shoulder	Danger : Risk of Suffocation	Organic Solvent in Use	Wear Safety Belt	Wear Helmet
発音	マインド ザ ショルダー	デンジャー リスク オブ サフォケーション	オーガニック ソルベント イン ユース	ウェア セイフティー ベルト	ウェア ヘルメット
中国語	小心路肩	当心缺氧	正在使用有机溶剂	必须系安全带	必须戴安全帽
発音	シャオ シン ルー チェン	ダン シン チェー ヤン	ツン ザイ シー ヨン ヨウ ジー ロン ジー	ビー シュイ シー アン チュアン タイ	ビー シュイ タイ アン チュアン マオ
ベトナム語	CHÚ Ý LỀ ĐƯỜNG	CHÚ Ý THIẾU OXY	ĐANG SỬ DỤNG DUNG MÔI HỮU CƠ	SỬ DỤNG DÂY AN TOÀN	ĐỘI MŨ BẢO HỘ
発音	チュー イ レ デウオング	チュー イ ティウ オシー	ダンス ジュン ジュン モイ フウ コ	シ ジュン ジャイ アン トアン	ドイ ム バオ ホ
インドネシア語	Bahu Jalan	Awas Kekurangan Oksigen	Sedang Menggunakan Larutan Organik!	Gunakan Sabuk Pengaman	Gunakan Topi Pelindung
発音	バフ ジャラン	アワス ククーランガン オクシゲン	スダン ムングナカン ラルタン オルガニック	グナカン サブック プンガマン	グナカン トピ プリンドゥン
タガログ語	MAG-INGAT SA TABING-DAAN	MAPANGANIB : MAAARING KAPUSIN NG HININGA	MAY GINAGAMIT NA ORGANIC SOLVENT	MAGSUOT NG SINTURONG PANGKALIGTASAN	MAGSUOT NG HELMET
発音	マグイーガット サ タビングダアン	マパガーニブ : マアリン カプサン ナン ヒニガ	マイ ギナガミット ナ オーガニック ソルベント	マグスオット ナン シントロン パンカリグタサン	マグソオット ナン ヘルメット
カンボジア語	ប្រយ័ត្នចិត្តមើលផ្លូវ	ប្រយ័ត្នខ្វះអុកស៊ីសែន	កំពុងប្រើប្រាស់សារធាតុរំលាយសរីរាង្គ	ប្រើប្រាស់ខ្សែភ្នាក់ងារសុវត្ថិភាព	ពាក់មួកការពារ
発音	ボロヤットチェチュンプロウ	ボロヤットクワーオシセン	コムボンボラプラス サラティッテルムリアサレイリエン	カープラプラスクサエコロワットソワッタピープ	パクモークカーピーアー
ミャンマー語	လမ်းဘေးအန္တရာယ် သတိပြုပါ	အသက်ရှူကျပ်အန္တရာယ် သတိပြုပါ	အော်ဂဲနစ်အရည် အသုံးပြုနေသည်	လုံခြုံရေးခါးပတ်ဝတ်ပါ	လုံခြုံရေးဦးထုပ်ဆောင်းပါ
発音	ラン ベー アン ダ イエー タ ティ ピュ パー	ア テッ シュー チェッ アン ダ イエー タ ティ ピュ パー	オー ガ ニッ ア イエー ア トン ピュ ネー ティー	ロン チョン イエー ガ パッ パッ パー	ロン チョン イエー オットッ サウン パー
モンゴル語	Замын хажуугаас болгоомжил	Хүчил төрөгчийн дутагдлаас болгоомжил	Органик гагнуур ашиглаж байна	Аюулгүйн бүс ашиглах	Хамгаалалтын малгай өмсөх
発音	ザミーン ハジョーガース ボロゴームジル	フチル トゥルグチーン ドタグダラス ボロゴームジル	オルガニク ガグノール アシグラジ バイナ	アユルグイン ブス アシグラハ	ハムガーラルテーン マルガイ ウムスフ

	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)
標識	整理整頓 	最大積載荷重 	喫煙所 	担架 	安全通路 
日本語	整理整頓	最大積載荷重	喫煙所	担架	安全通路
英語	Keep Tidy	Maximum Load	Smoking Area	Stretcher	Safe Passageway
発音	キープ タイディ	マキシマム ロード	スモーキング エリア	ストレッチャー	セイフ パッセージウェイ
中国語	整理整顿	最大载荷	吸烟处	担架	安全通道
発音	ツォン リー ツォントン	ズイ ダア ザイ ホー	シー エン チュー	タン ジャー	アン ツァン トン ダォー
ベトナム語	VỆ SINH SẠCH SẼ	TẢI TRỌNG TỐI ĐA	NƠI HÚT THUỐC	CÁNG KHIẾNG	LỐI ĐI AN TOÀN
発音	ヴェ シ サック セ	タイ チョン トイ ダ	ノイ フット トック	カン キエン	ロイ ディ アン トアン
インドネシア語	Rapikan Dengan Teratur	Kapasitas Berat Beban Maximum	Tempat Merokok	Tandu	Jalur Keamanan
発音	ラピカン ドゥンガン トゥルアトゥール	カパシタス プラット ブバン マクシムム (口を閉じる)	トゥンパット ムロコツ	タンドゥ	ジャールル クアマナン
タガログ語	PANATILIHING MASINOP	PINAKAMABIGAT NA KARGA	LUGAR PARA SA PANINIGARILYO	STRETCHER	LIGTAS NA DAANAN
発音	パマティリヒン マシノップ	ピナカマビガット ナ カルガ	ルガール パーラ サ パニニガリリヨ	ストレッチャー	リグッタス ナ ダアン
カンボジア語	រៀបចំអោយមានសណ្តាប់ធ្នាប់	ផ្ទុកបានអតិបរមា	កន្លែងដងកំប៉ី	ស្រែងប្រស	ច្រកផ្លូវសុវត្ថិភាព
発音	リプチョムオイミアン サンダブトゥナブ	プトクバンアテパル マ	カンラエンチュクバ レイ	スナエンロブス	チュロークプロウソ ワッタピープ
ミャンマー語	စနစ်တကျထားပါ	အများဆုံးတင်ဆောင်ဝန်	ဆေးလိပ်သောက်ရန်နေရာ	လူနာတင်ထမ်းစင်	အန္တရာယ်ကင်းသည့်လမ်း
発音	サ ニッ タ ジャ ター パー	ア ミヤー ソン ティン サウン ウィン	セー レィッ タウ ヤン ネー ヤー	ルー ナー ティン タン シン	アン ダイエー キン ティ ラン
モンゴル語	Эмх цэгцтэй байх	Даац	Тамхи татах цэг	Дамнуурга	Аюулгүй нэвтрэх зам
発音	エムフ ツェグツェティ バイハ	ダーツ	タムヒ タタフ ツェグ	ダムノーラガ	アユルグイ ネウテレフ ザム

	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)
標識	昇降階段 	休 憩 所 	消 火 器 	警 報 設 備 	AED設置場所 
日本語	昇降階段	休憩所	消火器	警報設備	AED設置場所
英語	Staircase	Break Room	Fire Extinguisher	Alarm System	Equipped with AED
発音	ステアケイス	ブレイク ルーム	ファイヤー エクスティング ウィッシャー	アラーム システム	イクウィップドゥ ウィズ AED
中国語	上下楼梯	休息区	灭火器	警报设备	AED（自动体外除颤 器）设置点
発音	シャン シャア ローティー	シュー シー チュイ	ミエー フォー チー	ジン パオ シェー ベイー	AED（ツウドオン ティー ワイ チュー ツァン チー）シェー チー テン
ベトナム 語	CẦU THANG BỘ	KHU VỰC NGHỈ NGƠI	BÌNH CHỮA CHÁY	THIẾT BỊ BÁO ĐỘNG	NƠI CÓ ĐẶT AED
発音	カウ タン ボ	クー ヴウック ギー ゴイ	ビン チュア チャイ	ティエット ビ パオ ドン	ノイ コ ダット AED
インドネ シア語	Tangga Naik Turun	Tempat Istirahat	Alat Pemadam Kebakaran	Peralatan Tanda Bahaya (Alarm)	Tempat Instalasi Peralatan AED
発音	タンガ ナイク トゥルン	トゥンパット イスティラハット	アラット プマダむ（口を閉じ る） クバカラン	プルアラタン タンダ バハイア（ア ラルむ）（口を閉じる）	トゥンパット インスタラシ プルアラタン アー エー デー
タガログ 語	HAGDANAN	PAHINGAHAN	PANG-APULA NG APOY	SISTEMANG PANG- ALARMA	MAY NAKAHANDANG AED
発音	ハグッダーナン	パヒガーハン	パンアプラ ナン アポイ	システムン パンアラーマ	マイ ナカハンダン AED
カンボジ ア語	ផ្ទាំង	កន្លែងសំរាក	ឧបករណ៍ពន្លត់អគ្គីភ័យ	ឧបករណ៍រោទ៍	ទីតាំងដាក់ឡើងAED
発音	チュンダル	カンラエンサムラ ク	ウーパコーアブン ロートアキペイ	ウーパコーアロー	ティタントムラン AED
ミャン マー語	လှေခါး	နားနေခန်း	မီးသတ်ဆေးဘူး	အချက်ပေးစနစ်	AEDတပ်ဆင်ထားသည့်
発音	レー ガー	ナー ネー カン	ミー タッ セー ブー	ア チェ ペー サ ニッ	AEDテッ シン ター ティー
モンゴル 語	Анхааруулах хэрэгсэл	Түр амрах цэг	Гал унтраагч	Өгсөх шат	Анхан шатны тусламж үзүүлэх хэрэгсэлийн байршил
発音	アンハーローラフ ヘレグセル	トゥル ザム ハーハ	ガル オントラグチ	ウグスフ シャタ	アンハン シャタニー トサラムジ ウズーレフ ヘレグセリ ン バイルシル

参考 在留カードの見方

技能実習生には在留カードを携帯する義務がありますので、技能実習生の在留カードを確認する際は、下記の点に注意して身分を確認してください。

なお、技能実習を行わせる者又は実習監理者又はこれらの役員若しくは職員が、技能実習生の旅券（パスポート）及び在留カードを保管することは、技能実習生がこれらを所持できなくなり、日本国内における移動を制約することから禁止されていますので、決して行わないようにしてください。

住居地

変更があった場合には、裏面に記載されます。

在留期間（満了日）

日本に在留することができる期間を表しています。

就労制限の有無

技能実習以外の就労活動はできません。

有効期間

在留カードには有効期間があります。

資格外活動許可欄

技能実習生は、資格外活動許可を受けることはできません。

ポイント ①

在留カード等の有効性を確認できます！

入国管理局のホームページ上で在留カードの番号の有効性を確認することができます。「在留カード等番号失効情報照会」から、在留カードの番号と有効期間を入力すると、当該番号が有効か又は有効でないか確認できます。

在留カード 確認

検索

ポイント ②

有効期間が券面表示と異なる場合があります！

一般的には券面に表示された有効期間が在留カードの有効期間となりますが、表面の在留期間の満了日まで、在留期間更新許可申請等をした場合は、その旨が在留カードの裏面に記載され、当該申請に対する処分がなされない限り、表面の在留期間の満了日から2か月を経過する日まで有効となります。

ポイント ③

技能実習計画認定通知書の有効期間が異なる場合があります！

在留カードの有効期間と技能実習計画認定通知書の有効期間は、在留カードの更新手続き等を行うタイミングにより、有効期間の記載が異なる場合があります。

（出典：法務省「在留カード」の見方及び「特別永住者証明書」の見方）

本部・地方事務所の所在地

事務所名	〒	所在地	電話
本部	108-0075	東京都港区海岸 3-9-15 LOOP-X 3 階	03-6712-1938 (代表)
札幌事務所	060-0034	北海道札幌市中央区北 4 条東 2-8-2 マルイト北 4 条ビル 5 階	011-596-6470 (代表)
仙台事務所	980-0803	宮城県仙台市青葉区国分町 1-2-1 仙台フコク生命ビル 6 階	022-399-6326 (代表)
東京事務所	101-0041	東京都千代田区神田須田町 2-7-2 NKビル 7 階	03-6433-9211 (代表)
水戸支所	310-0062	茨城県水戸市大町 1-2-40 朝日生命水戸ビル 3 階	029-350-8852 (代表)
長野支所	380-0825	長野県長野市南長野末広町1361 ナカジマ会館ビル 6 階	026-217-3556 (代表)
名古屋事務所	460-0008	愛知県名古屋市中区栄 4-15-32 日建・往生ビル 5 階	052-684-8402 (代表)
富山支所	930-0004	富山県富山市桜橋通り 5-13 富山興銀ビル12階	076-471-8564 (代表)
大阪事務所	541-0043	大阪府大阪市中央区高麗橋 4-2-16 大阪朝日生命館 3 階	06-6210-3351 (代表)
広島事務所	730-0051	広島県広島市中区大手町 3-1-9 鯉城広島サンケイビル 3 階	082-207-3123 (代表)
高松事務所	760-0023	香川県高松市寿町 2-2-10 高松寿町プライムビル 7 階	089-909-4110 (代表)
松山支所	790-0003	愛媛県松山市三番町 7-1-21 ジブラルタ生命松山ビル 2 階	089-909-4110 (代表)
福岡事務所	812-0029	福岡県福岡市博多区古門戸町 1-1 日刊工業新聞社西部支社ビル 7 階	092-710-4070 (代表)
熊本支所	860-0806	熊本県熊本市中央区花畑町 1-7 MY熊本ビル 2 階	096-223-5372 (代表)

技能実習生安全衛生対策マニュアル＜建設職種＞

2020年 3 月 発行

編集・発行 外国人技能実習機構

〒108-0022 東京都港区海岸 3-9-15 LOOP-X 3 階

電話 03-6712-1523 ホームページ <https://www.otit.go.jp/>